

**小規模保育事業（A型）  
実施予定者募集要項  
（追加募集）**

**令和6年(2024年)4月開所分**

**（令和5年度(2023年度)整備分）**

**募集期間：令和5年8月25日～8月31日  
《事前協議(必須)8月7日～8月18日》**

**令和5年(2023年)8月**

**越谷市 子ども家庭部 子ども施策推進課**

# 小規模保育事業 実施予定者募集要項 目次

1	はじめに .....	- 1 -
2	募集内容及び概要 .....	- 1 -
3	設備及び運営の基準について（概要） .....	- 4 -
4	応募手続きについて .....	- 5 -
5	給付費について .....	- 7 -
6	小規模保育事業所の改修等に係る補助金について .....	- 8 -
7	その他事業所整備・運営に当たっての諸条件 .....	- 9 -
8	連携施設について .....	- 11 -
9	その他の留意点 .....	- 12 -
10	問合せ先 .....	- 13 -
11	整備区域 .....	- 14 -
12	応募資格 .....	- 15 -
13	小規模保育事業の概要 .....	- 16 -
14	選定方法・選定基準 .....	- 18 -
	資料① 越谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(抜粋).....	- 22 -
	資料② 越谷市家庭的保育事業等認可・確認に関する基準 .....	- 32 -
	参 考 越谷市の延長保育に係る利用者負担について .....	- 57 -

## 1 はじめに

平成27年(2015年)4月、「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。

越谷市では、「第2期越谷市子ども・子育て支援事業計画」や「新子育て安心プラン実施計画」等に基づき、教育・保育サービスの充実とその整備に取り組むこととなります。

今回、その取組のひとつとして、新制度で創設された地域型保育事業のうち、「**小規模保育事業A型**」を実施する事業者を募集します。

## 2 募集内容及び概要

### (1) 募集事業

令和6年(2024年)4月1日(厳守)開設の**小規模型保育事業A型**

#### 1事業所程度

※自主財源による整備を行う事業者のほか、市補助金を活用し賃貸物件等を改修して小規模保育事業を設置する事業者について募集します。

補助金については、「**6 小規模保育事業所の改修等に係る補助金について(8ページ)**」をご確認ください。

※選定審査の結果、該当なしとする場合もあります。

※1事業者が応募できる事業所数は、1事業所までとします。

### (2) 募集対象

小規模保育事業所の設置を希望する**法人**であり、令和5年(2023年)4月1日時点で次のいずれかに該当する者。

保育所等※の運営実績が3年以上あり、申込時に保育所等の運営を行っている者。

※保育所等に含まれるもの

- ・児童福祉法第35条第4項の認可を受けた**保育所**(認可保育園)
- ・児童福祉法第34条の15第2項の認可を受けた**家庭的保育事業等(地域型保育事業所)**
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する**認定こども園**
- ・児童福祉法第59条の2の規定による届出をした施設(**認可外保育施設**)で、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について(平成13年3月29日雇児発177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)」で定める**指導監督基準を満たすもの**。

### (3) 募集地域

新越谷駅周辺

募集地域については、「**11 整備区域(14ページ)**」をご確認ください。

### (4) 応募資格

「**12 応募資格(15ページ)**」に掲げる要件を満たす**法人**

(5) 利用定員

3歳未満児 15人～19人

※現在、越谷市では特に1歳児の保育需要が高い傾向にあることや、市の待機児童数等を考慮し、事業所の定員設定について、審査において評価に反映します。

※3歳児以降の小規模保育事業の利用については、「小規模保育事業における3歳以上児の受入れについて（令和5年4月21日付けこ成保22こども家庭庁成育局長通知）」をご確認ください。

※設定された定員までの児童の利用を約束するものではありません。

(6) 開所時間

11時間以上開所することとし、その他必要に応じ、越谷市との協議に応じていただきます。

※「越谷市の延長保育に係る利用者負担について(57ページ)」をご確認ください。

※土曜日閉所及びお盆等の事業所都合の休所日がある場合は、審査において評価に反映します。

(7) 事業実施に当たっての基準等

「3 設備及び運営の基準について(概要)(4ページ)」及び「13 小規模保育事業の概要(16ページ)」をご確認ください。

また、建築基準法、消防法、都市計画法等や、越谷市で定めている条例・規則等を遵守してください。

(8) 選定方法

ア 選定方法と選定基準

選定については1次審査（書類審査）及び2次審査（ヒアリング審査）により行います。選定基準については「14 選定方法・選定基準（18ページ）」をご確認ください。

イ 選定結果と公表

選定結果は、応募者に文書で通知します。

事業実施予定者については、越谷市ホームページ等で「事業実施予定者名」、「事業所名」及び「事業実施予定地」を公表する予定です。

【追加募集スケジュール（予定）】

時期		事項	
令和 5年度 (2023年度)	8月上旬	市HPで周知開始。募集要項の公表	
	8月7日～8月18日	事前協議 (応募には、事前協議が必須となります。予約の上、来庁してください。) (追加募集前の募集の際に事前協議を実施している場合は、事前協議手続きを不要とします。) ※公募に係る質問がある場合は、質問票をメールにてご提出ください。質問については、越谷市ホームページ上で公開する場合があります。 ※原則、電話による質問は受け付けません。	
	8月25日～8月31日	応募書類の受付	
	審査 9月1日～10月上旬	審査 ・1次審査（書類審査） ※記載内容の不足により審査が不可能な場合、審査において追加で確認したい内容がある場合には、追加書類の提出を求めますので、後日提示する期限内に対応してください。 ※提出書類の不足、記載内容の不足等により審査が不可能な場合及び評点が0点の項目がある場合は2次審査（ヒアリング審査）の対象としない場合があります。 ※応募書類のうち財務書類等の一部を市が委託する監査法人へ送付し、経営状況について確認依頼する予定です。 ・2次審査（ヒアリング審査） ※9月下旬～10月上旬を予定しています。法人の代表者及び管理予定者の出席をお願いします。コンサルタント等の出席は認めません。 ・選定審査会（9月下旬～10月上旬）	
	10月上旬	選定審査結果通知	
	10月上旬～10月中旬	開設へ向けた打ち合わせ、周知用情報の擦り合わせを行います。	
	10月中旬～12月上旬	小規模保育事業補助金交付申請 ～交付決定～入札～工事契約 ※社会福祉施設整備費補助に係る契約手続き指導基準等に沿った手続きが必要です。	左記スケジュールは補助金活用の場合。自主整備の場合は、随時、開設準備開始
	11月中旬	認可・確認申請書提出依頼	
	12月上旬～2月	改修工事等	
	12月下旬	認可・確認申請書提出	
	2月中旬	社会福祉審議会	
	3月中旬～下旬	現場確認	
	3月下旬	設置認可・確認	
令和 6年度 (2024年度)	4月1日	事業運営開始	

### 3 設備及び運営の基準について（概要）

※今回募集する案件は、定員15人～19人の小規模保育事業所A型です。

		小規模保育事業A型	小規模保育事業B型
対象年齢		0歳児～2歳児	
定員規模		6人～19人	
保育に 従事す る者	資格	保育士	保育士＋ 保育従事者(研修必要)
	配置 割合	【0歳児】3：1 【1・2歳児】6：1 ＋1	【0歳児】3：1 【1・2歳児】6：1 ＋1 保育士割合1/2以上
保育室等		【0・1歳児】 乳児室又はほふく室(1人3.3㎡以上) 【2歳児】 保育室又は遊戯室(1人3.3㎡以上) ※1階に設置されていること。	
屋外遊戯場		屋外遊戯場(付近の代替地可) 2歳児1人につき3.3㎡以上	
便所		幼児用便器の設置目安：15人につき1据	
給食	方法	原則、自園調理	
	設備	調理設備 ※連携施設等からの搬入の場合は、加熱、保存等の調理機能が必要	
	職員	調理員(調理業務の委託、連携施設等からの搬入の場合不要)	
連携	連携 内容	保育内容の支援 代替保育の提供 卒園後の受け皿の確保	
	連携 施設	認定こども園 幼稚園 保育所(私立) ※一定の要件下で、上記以外とも連携可能	

## 4 応募手続きについて

### (1) 募集要項等の公表

- ア 公表期間 令和5年(2023年)8月上旬から  
イ 公表方法 越谷市ホームページに、募集要項及び公募申込書等の様式類を掲載

### (2) 事前協議

事前協議は、今回の募集にあたり必須とさせていただきますので、応募をお考えの場合は、あらかじめご予約の上、ご来庁ください。(予約がない場合は、事前協議は、お受けできません。)

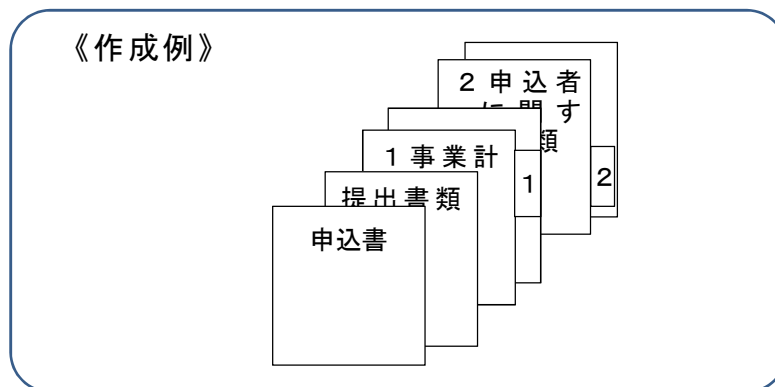
ただし、追加募集前の募集の際に事前協議を実施している場合は、事前協議手続きを不要とします。

- ア 実施期間 令和5年(2023年)8月7日(月曜日)～8月18日(金曜日)  
(土曜日・日曜日・祝日を除く。) ※期間・時間厳守  
イ 実施時間 午前：9時～10時、10時30分～11時30分  
午後：1時30分～2時30分、3時～4時  
※相談時間は、1回につき60分までとさせていただきます。  
ウ 備考 事業所開設予定場所を示した地図、図面等があればご持参ください。

### (3) 応募書類の受付

- ア 受付期間 令和5年(2023年)8月25日(金曜日)～8月31日(木曜日)  
(土曜日・日曜日を除く。) ※書類及びデータともに期間・時間厳守  
イ 受付時間 午前：9時～正午、午後：1時～5時15分  
※上記時間以外の受付は行っておりません。  
ウ 受付場所 越谷市子ども家庭部子ども施策推進課(市役所第二庁舎2階)  
エ 提出方法 受付場所まで、直接ご持参ください。なお、データについては、「10問合せ先(13ページ)」にあるメールアドレスまで、**タイトルを「小規模公募に関する応募書類」として**お送りください。  
※データの提出の当たっては、オンラインストレージサービスの使用はご遠慮ください。

- オ 提出部数 正本1部、副本1部（副本は正本のコピーで可）の合計2部及び別途指定した書類データ  
応募書類は、A4版2穴ファイルに綴じてください。項目名を記した仕切紙にインデックスを付け、その後ろに資料を綴じてください。



#### (4) 質問票の受付

質問については、越谷市ホームページ上に掲載している質問票により受け付けます。

質問がある場合は、「10 問合せ先（13 ページ）」にあるメールアドレスまで、**タイトル**を「小規模公募に関する質問」としてお送りください。

質問及び回答については、質問者を伏せたうえで、越谷市ホームページ上で公表する場合があります。



## 5 給付費について

子ども・子育て支援新制度では、認可基準及び確認基準を満たした施設及び事業者に対し、国が定める公定価格に基づき給付費が支給されます。

給付額は、国の定める公定価格から、利用者負担額を控除した額となり、毎月児童・保護者の居住地市区町村から支払われることとなります。

公定価格は、地域区分や利用定員、認定区分による基本額（児童一人当たりの単価）と、職員配置等による加算額により決定されます。詳しくは下記サイトをご覧ください。

なお、利用者負担額は、児童・保護者の居住地市区町村が保護者の所得に基づき決定しますので、徴収については、各事業者において実施していただきます。

### 【参考サイト】

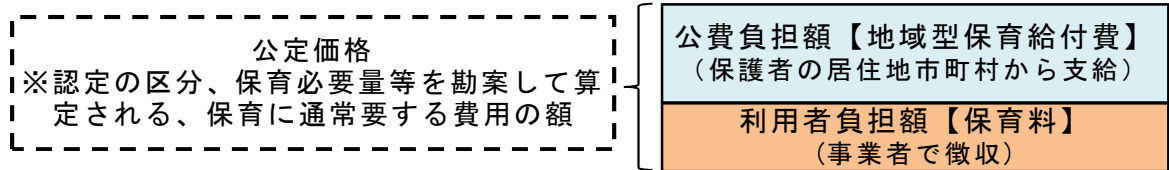
- ▶ 子ども・子育て支援制度全般

<https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/>

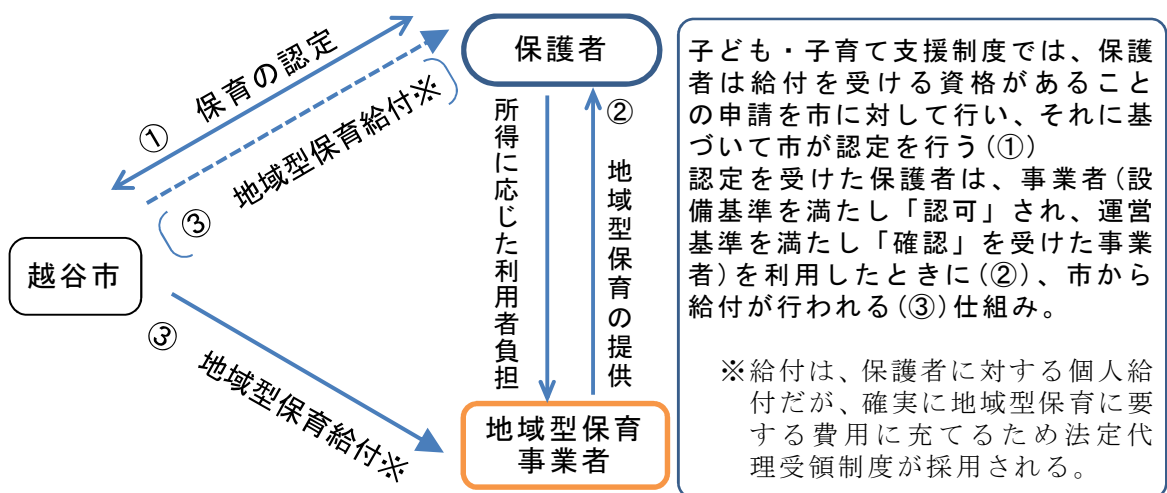
- ▶ 事業者向け情報（事業者向けFAQ・公定価格に関する情報も掲載）

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/jigyousya.html>

### 【公定価格（イメージ）】



### 【子ども・子育て支援制度での事業所の利用について（イメージ）】



※越谷市外に居住している場合は、居住地市区町村が認定し、給付費を支払う。

## 6 小規模保育事業所の改修等に係る補助金について

小規模保育事業に対する補助金は、賃貸物件等において小規模保育事業所を開設するために行う改修等に要する経費が対象となります。(国の要綱改正により、内容が変更になる場合もあります。)

ただし、建築基準法等関係法令で規定する必要な手続きを怠った場合等については、補助金の交付決定を取り消し、又は交付した補助金の返還を命じることがあります。

### (1) 補助対象者

賃貸物件等により新たに小規模保育事業所を設置し、認可を受けようとする者

### (2) 補助対象経費

賃貸物件等により新たに小規模保育事業所を設置する場合に必要な改修等に要する経費のうち、次に掲げるもの。

- ・ 工事請負費
- ・ 原材料費
- ・ 需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）
- ・ 役務費（通信運搬費、手数料）
- ・ 委託料
- ・ 使用料及び賃借料（礼金を含み、敷金を除く。）
- ・ 備品購入費

なお、次に掲げるものは、対象となりません。

- ・ 施設整備を目的とする事業（土地や既存建物の買収、土地の整地等を含む。）に要する経費
- ・ 既存施設の破損や老朽化に伴う改修・修繕を目的とする事業に要する経費
- ・ 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額
- ・ 補助金交付決定前に契約締結した場合
- ・ 同種の補助金を国や県から受けている場合

### (3) 補助額

補助対象経費の額に4分の3を乗じて得た額とします。(1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額となります。)

ただし、補助の上限額は、1,000万円となります。

#### 補助額の例

例1) 対象経費 15,000,000 円の場合

$15,000,000 \text{ 円} \times 3/4 = 11,250,000 \text{ 円}$

補助基準額 10,000,000 円 < 対象経費の 3/4 の額 11,250,000 円

⇒ 交付額 10,000,000 円

例2) 対象経費 10,000,000 円の場合

$10,000,000 \text{ 円} \times 3/4 = 7,500,000 \text{ 円}$

補助基準額 10,000,000 円 > 対象経費の 3/4 の額 7,500,000 円

⇒ 交付額 7,500,000 円

## 7 その他事業所整備・運営に当たっての諸条件

### (1) 近隣対応について

円滑な事業所運営には、地域の方々の理解と協力が必要不可欠です。

応募前段階	応募予定地の自治会長等に対し、応募前に「小規模保育事業所設置について市へ申込みを行う」ことの説明をするとともに、近隣住民への周知方法等について、確認や相談をした上で近隣住民へも周知を行ってください。
採択後～改修工事開始前	用途変更等の手続きを行う前に速やかに地元自治会、近隣住民の方々に「小規模保育事業所を運営することが採択されたことから、令和6年(2024年)4月から小規模保育事業を行う予定である」ことの周知を行ってください。
工事着手前	改修工事計画が確定次第、工事スケジュール、連絡先、工事車両の通行等について、地元自治会、近隣住民の方々に近隣・地域への影響も含めて説明してください。

### (2) 用途変更の手続きについて

認可予定者として決定された後、施設の延床面積が200㎡を超える場合には、速やかに建築基準法(昭和25年法律第201号)における用途変更の手続きを行ってください。ただし、200㎡未満の場合も建築基準法を遵守することが必要ですので、建築士に相談してください。

また、当該地が市街化区域であり、用途変更の手続きが必要な場合、越谷市まちの整備に関する条例(平成14年条例第51号)について、開発指導課へ協議してください。

### (3) 工事施工業者等の選定(入札の実施)について

小規模保育事業改修工事にあたり、補助金を活用する場合、工事の施工業者等の選定に当たっては、以下に従ってください。万が一、整備に係る契約手続きが、当該基準の定めによらずに不適正に行われた場合には、当該事業の整備費については、補助金の交付決定を取り消し、又は交付した補助金の返還を命じることがあります。

工事においては、複数の工事業業者から見積りを徴収し、選定する必要があります。事前に参考見積りを徴収し、予定価格を設定した上で、市の規定に準じて以下のとおり選定してください。

	執行予定額	選定方法
ア	1,000万円以上	「社会福祉施設整備費補助に係る契約手続指導基準」に従う
イ	1,000万円未満	
	130万円を超える	市の規定に従う(指名競争入札)
	130万円以下	市の規定に従う(見積り合わせ)

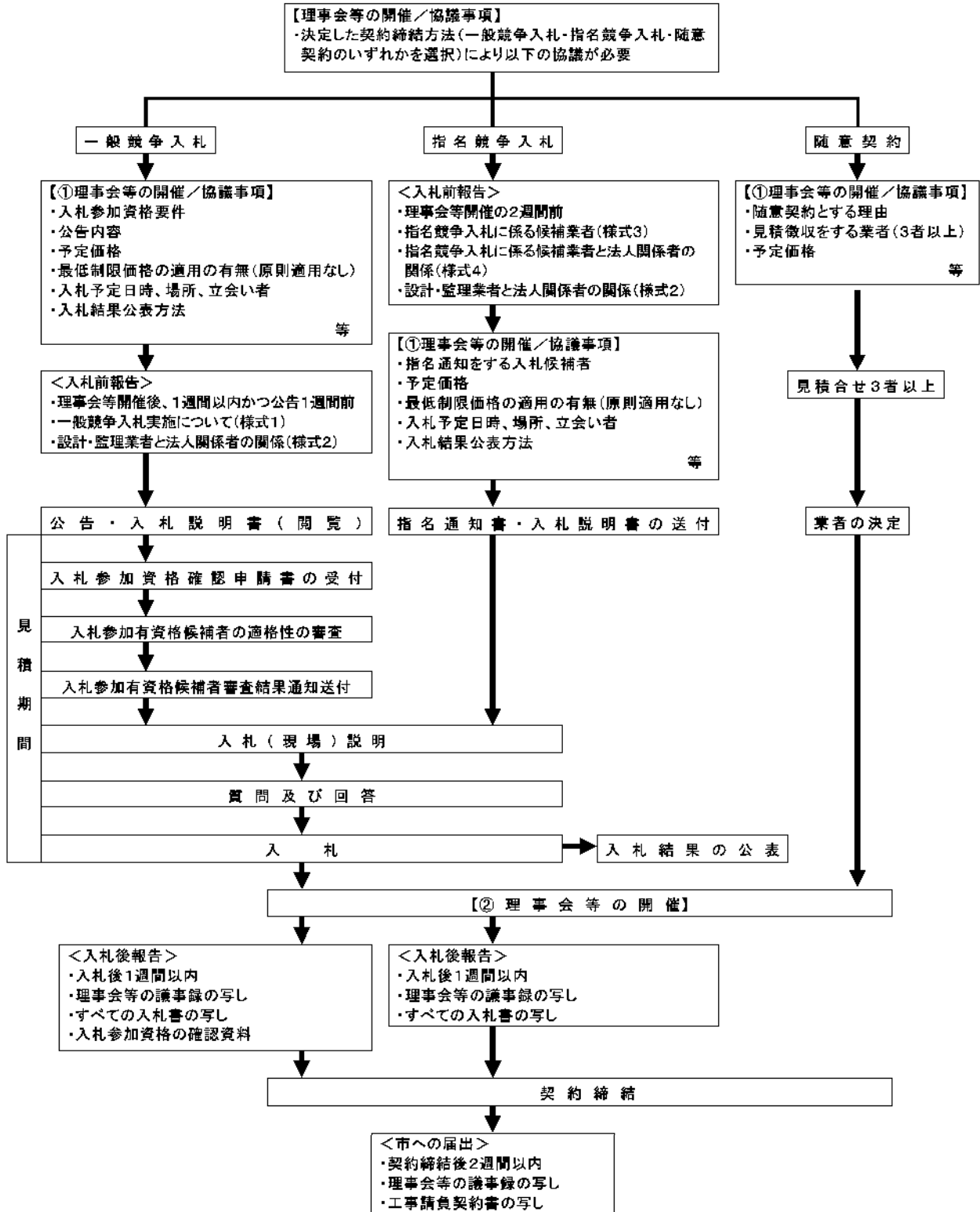
#### ア 執行予定額が1,000万円以上の場合

「社会福祉施設整備費補助に係る契約手続指導基準」に従ってください。

詳しい契約手続については、以下を参照してください。

[https://www.city.koshigaya.saitama.jp/smph/kurashi\\_shisei/fukushi/syakaihukusi/shidoukansa/syakaifukusisisetuseibikoujikenn.html](https://www.city.koshigaya.saitama.jp/smph/kurashi_shisei/fukushi/syakaihukusi/shidoukansa/syakaifukusisisetuseibikoujikenn.html) (越谷市ホームページ内)

契約事務処理フロー図（一般競争入札、指名競争入札、随意契約）・・・工事業者の選定



## イ 執行予定額が1,000万円未満の場合

市の規定に準じて以下のとおり選定していただくことになります。

### (ア) 業者の選定方法について

工事においては、複数の工事業者から見積りを徴収し、選定する必要があります。

事前に参考見積りを徴収し、予定価格を設定した上で、市の規定に準じて以下のとおり選定してください。また、500万円を超える工事を発注する場合は、必ず、建設業の許可を受けている業者を選定してください。

#### ▶ 予定価格が130万円以下の場合

見積り合わせによる選定が可能です。複数の業者からの見積り合わせにより、最も安価な業者と工事請負契約を締結してください。

#### ▶ 予定価格が130万円を超える場合は指名競争入札

業者は改修工事等の実績が十分にあることなどを確認して、事業者で選定してください。

### (イ) 指名業者数について

小規模保育事業者の指名業者数は、建設業に関する知識や情報が限られていると見込まれることや入札手続き等の経験にも限度があると考えられることから、金額に応じて、市基準の過半数以上としています。

50万円以下：2者

50万円超～100万円以下：3者

100万円超～：4者

(参考：市基準)

50万円以下：2者

50万円超～100万円以下：4者

100万円超～：6者

### (ウ) 建設業法に基づく見積り期間

指名通知から入札書提出までの見積り期間は、以下の期間を確保することが必要です。(土・日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から1月3日、通知日及び入札日を除く。)

・500万円未満の工事：1日以上

・500万円以上5,000万円未満の工事：10日以上

## 8 連携施設について

小規模保育事業者をはじめとする地域型保育事業者は、適切かつ確実な保育を行い、また、地域の保育を必要とする児童が卒園後も継続的に保育を受けられるように、連携施設を確保しなければなりません。

下記の内容について連携協力を行う施設を確保し、これらの施設と連携協力に係る確約書等を締結してください。連携先は、複数設定していただいて構いません。

なお、連携施設の確保は、今回の応募に際しては、下記3要件のうちの「卒園児の受

け皿の確保」に関する連携施設の確保が必要です。なお、連携施設までの距離は、審査において評価に反映します。

## (1) 連携協力の内容

### ア 保育の支援

利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

### イ 代替保育の提供

地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、必要に応じて、当該地域型保育事業者に代わって保育を提供すること。

### ウ 卒園児の受け皿の確保

保育の提供を受けていた利用乳幼児を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き連携施設において受け入れて教育又は保育の提供を行うこと。

## (2) 連携施設

認定こども園、幼稚園、保育所(私立)

※代替保育の提供及び卒園児の受け皿の確保については、一定の要件下で教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）以外との連携が認められています。

## 9 その他の留意点

(1) 今回の募集に係る一切の費用は、応募者の負担とします。

また、建築確認申請を含めた事業所整備に係る費用及び開設前の職員の研修費等事業者の運営に係る費用は全て応募者の負担とします。

(2) 提出された書類は、返却しません。

また、提出期限後の提出書類の差替え及び再提出は、誤字・脱字等の修正を除き、原則、認めません。ただし、事業実施予定者の選定等に当たって確認が必要とされた場合、追加・補正資料の提出を求める場合があります。

(3) 法人の本店(本部)、事業所開設予定場所及び現在経営している施設等の現地確認を行う場合があります。

(4) 次のいずれかに該当する場合は、失格となる場合があります。

ア 応募書類等が提出期限に遅れて提出されたとき。

イ 応募書類等が本募集要項に記載の要求基準を満たさない(提出書類、記載内容に不足がある等)とき。

ウ 応募書類等に虚偽の記載がある等重大な瑕疵があったとき。

エ 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。

オ その他、関係法令及び本要項に違反すると認められるとき。

(5) 公募の公平性を期すため、担当者等に対して自らの応募書類・提案内容に係る優劣等の質問や審査内容に係る問合せは、ご遠慮ください。

- (6) 提出された書類は、越谷市情報公開条例の対象となり、請求により開示する場合がありますので、ご承知おきください。
- (7) 他の法人からの贈与を見込む場合や、法人財産の取崩しを行う場合であって、当該法人が認可法人であるときは、当該法人の所轄庁の証明、許可等を受けてください。
- (8) その他必要に応じ、関係機関(官公庁・金融機関等)へ問合せを行うことがあります。
- (9) 審査の結果、事業実施予定者として選定された場合であっても、その後、本要項、添付資料及び条例等の関係規程に基づいた事業所整備を行えなかった場合あるいは故意または過失による重大な瑕疵が判明した場合、本事業実施予定者としての地位を取り消す場合があります。
- (10) 事業実施予定者として選定された後の事業計画の変更については、サービスの向上につながるものや事業所の実施設計に伴うもの、天災等やむを得ないもので評価に影響を与えないもののみ、市と協議の上、認める場合があります。
- ただし、重要な事項（整備場所、寄附金、管理者予定者等）の変更は原則として認めません。特に、管理者予定者として採択された管理者の変更と事業実施場所として採択された事業所の移転については、事業所の円滑な運営及び保護者や近隣住民との関係構築の観点から、原則、開所後3年間は認めません。
- (11) 事業所の名称については、その公益性と中立性に鑑み、特定個人等を顕彰するような名称とならないよう十分考慮してください。また、利用者等の混乱を避けるため、市内に既存する施設や事業所の名称と類似の名称は避けてください。
- (12) 本募集要項の記載内容については、制度改正に伴い変更する場合があります。
- (13) 不測の事態により事業の実施が困難となった場合、募集を中止することがあります。

## 10 問合せ先

越谷市 子ども家庭部 子ども施策推進課 小規模保育事業所公募担当

電話：048-963-9165（直通）

E-Mail：[kodomoshisaku@city.koshigaya.lg.jp](mailto:kodomoshisaku@city.koshigaya.lg.jp)

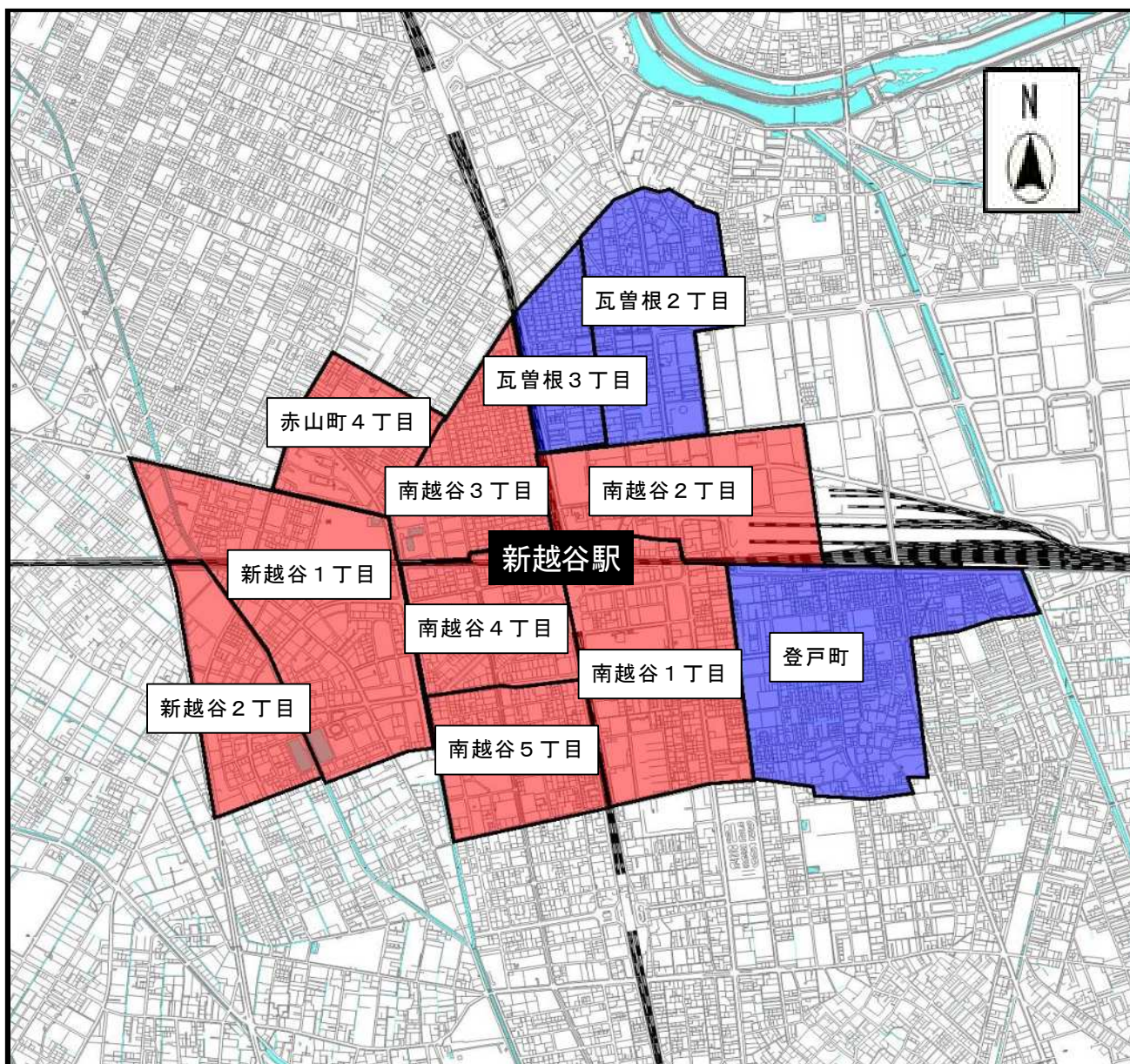
※質問については、質問票に記載の上、子ども施策推進課へメールをしてください。（タイトルを「小規模公募に関する質問」としてお送りください。）



## 11 整備区域

今回の公募では、令和5年（2023年）4月現在の利用申込み状況及びその他待機児童解消に係る計画を踏まえ、新越谷駅周辺を対象に募集を行います。

区 域	町 名
新越谷駅周辺	南越谷1丁目～5丁目、新越谷1丁目～2丁目、赤山町4丁目、瓦曾根2丁目～3丁目（要相談）、登戸町（要相談）、その他周辺地域（要相談）





## 12 応募資格

今回、応募するには、次の要件を満たす必要があります。

- (1) 保育事業に熱意と理解を持ち、本事業の運営を適切に行う能力を有すること。
- (2) 安定的な経営を行うことができ、児童が心身共に健やかに育成されるよう尽力できること。
- (3) 越谷市の保育事業の一翼を担う認可保育事業であることを十分理解し、市が行う保育行政に積極的に協力できること。
- (4) 社会福祉法、児童福祉法、国の通知、条例等の関係法令を遵守し、越谷市の指導に従うことができること。
- (5) 法人であること。
- (6) 児童福祉法第34条の15第3項第4号のいずれにも該当していないこと。
- (7) 子ども・子育て支援法第52条第2項の規定により特定地域型保育事業の確認申請をすることができない者に該当していないこと。
- (8) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定及び次のいずれにも該当しないものであること。
  - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
  - イ 申込日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
  - ウ 会社更生法の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者
  - エ 民事再生法の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者
  - オ 越谷市内において、都市計画法の制限又は規制に違反している者
  - カ 租税公課を滞納している者
  - キ 本市の指名停止措置を申込期限の日から審査結果通知日までの間に受けている者
  - ク 暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（越谷市暴力団排除条例第3条第2項の規定による暴力団関係者をいう。）である者又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有し、若しくはこれらの者を保育事業の運営に関与させている者

## 13 小規模保育事業の概要

### (1) 定員等について

保育年齢 及び定員	3歳未満児 《A・B型》6人～19人      《C型》6人～10人
--------------	---------------------------------------

※今回募集するのは、A型の定員15人～19人の小規模保育事業です。

### (2) 保育時間について

保育時間	1日につき8時間（原則）
開所時間	1日につき連続した11時間以上（原則）
休所日	日曜日、休日（国民の祝日に関する法律に定める休日）及び12月29日から1月3日まで（原則）

### (3) 対象児童について

対象児童	保育認定を受けた3歳未満児
利用手続き	教育・保育給付認定及び利用調整について、保護者が市に申請。市が、教育・保育給付認定をするとともに、利用をあっせんする。
利用契約	契約締結前に、保護者に対し重要事項説明書を交付し説明する。

### (4) 事業実施者について

事業実施者	個人又は法人。 （社会福祉法人又は学校法人以外の者にあつては、社会的信望、経済的基盤、社会福祉事業の経験を有すること。）
事業者の決定	事前協議の申込みに対し、書類審査・実地調査・ヒアリング等を行い、越谷市社会福祉審議会を経て認可する。

※今回募集するのは、法人です。

### (5) 職員について

事業所 管理者	児童福祉事業に熱意があり、事業を適正に運営できる者であること。（社会福祉法人等以外の者の場合は、社会福祉事業等の経験を有すること。）
配置すべき 職員	<p>《A型》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○保育士 （0歳児3人：1人＋1・2歳児6人：1人）＋1人 ※保健師、看護師又は准看護師1人に限り保育士とみなすことが可能</li> <li>○調理員（調理業務の全部委託、連携施設等から搬入の場合不要）</li> <li>○嘱託医（小児科医及び歯科医）</li> </ul>
	<p>《B型》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○保育士又は保育従事者（保育士割合1/2以上） （0歳児3人：1人＋1・2歳児6人：1人）＋1人 ※保健師、看護師又は准看護師1人に限り保育士とみなすことが可能 ※保育士資格を持たない保育従事者は、基礎研修の修了が必要</li> <li>○調理員（調理業務の全部委託、連携施設等から搬入の場合不要）</li> <li>○嘱託医（小児科医及び歯科医）</li> </ul>
	<p>《C型》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○家庭的保育者 3人：1人    家庭的保育補助者と共に保育する場合5人：2人 ※家庭的保育者及び補助者は、研修の修了が必要</li> <li>○調理員（調理業務の全部委託、連携施設等から搬入の場合不要）</li> <li>○嘱託医（小児科医及び歯科医）</li> </ul>

(6) 設備構造等について

建物	建築基準法に基づく確認済証及び検査済証の交付が確認できること。 また、新耐震基準を満たし、耐震上問題がないこと。(昭和56年6月1日より前に建築又は工事中であった建物の場合は、耐震調査を実施し問題がないもの又は耐震補強済のもの)
必要な設備	保育室等、調理設備、便所、屋外遊戯場
保育室の設置階	保育室等は、 <u>1階</u> に設置されていること。
権利関係	事業者が所有し、若しくは地方自治体等からの使用許可を受け、又は賃借していること。

(7) 保育内容等について

保育内容	保育内容は、「保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)」に準拠するとともに、地域型保育事業の特性に留意して、保育する児童の状態に応じた保育を行わなければならない。
保護者との連携	保護者と密接な連携を取り合い、日々の児童の状況を的確に把握するとともに、保護者と保育者等とで日常の児童の様子を適切に伝え合い、十分な説明に努めること。
給食	原則、事業所内で調理した給食を提供すること。
保健衛生	必要な医薬品、医療品を常備すること。また、医療機関との連携を図ること。
健康診断等	職員に対しては年1回、児童に対しては保育開始時の健康診断も含め、少なくとも年に2回健康診断を行うこと。 調理業務又は調乳業務に従事する職員は、月1回以上検便を行うこと。
苦情処理	苦情受付窓口の設置等、必要な措置を講ずること。
個人情報保護	個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」その他関係法令に準じ、適切に取り扱うこと。

(8) 給付費等について

給付費	国が定める公定価格に基づき給付費が支給される。 ※詳細は、7ページの『5 給付費について』を参照のこと。
費用の徴収	利用者負担額(保育料)の徴収は、事業者が行う。
経理区分	小規模保育事業とその他の事業の会計を区分すること。 法人種別ごとに、それぞれの会計基準に準拠して処理すること。

## 14 選定方法・選定基準

### (1) 1次審査（書類審査）

- ・提出書類について、選定基準に基づき、客観的評価を行います。
- ・記載内容の不足により審査が不可能な場合、審査において追加で確認したい内容がある場合には追加書類の提出を求めることがあります。
- ・書類補正に非対応の場合（提出書類が不足している場合を含む。）及び書類補正後においても評点が0点の項目がある場合、2次審査（ヒアリング審査）の対象としません。特に、管理者予定者が、保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園及び認可外保育施設での勤務経験がない場合は、評点が0点となり、2次審査の対象となりませんので、ご注意ください。

令和5年度 小規模保育事業実施予定者の選定に係る評価基準（1次審査）

審査事項	具体的な視点	配点	評点	満点	
<b>【申込者の状況】</b>					
法人等の組織体制	① 事業運営に必要な職員構成及び組織体制	◆法人である。（法人役員が複数おり、六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族以外の者が含まれている。）	3	3	
		◆法人である。（法人役員が複数いるが、六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族のみである。）	2		
		◆法人である。（役員が1名のみ）	1		
		◆法人でない。	0		
経営の安定性	① 決算状況	◆次の要件に該当していない。 ・直近の会計年度において債務超過となっている。（負債総額が資産総額を超えている。） ・直近3年間の会計年度において、3年間連続して損失を計上している。 ・租税公課を滞納している。	3	3	
		◆次の要件のいずれかに該当している。 ・直近の会計年度において債務超過となっている。（負債総額が資産総額を超えている。） ・直近3年間の会計年度において、3年間連続して損失を計上している。 ・租税公課を滞納している。	0		
	② 開設準備経費及び事業所開設後の年間事業費の保有状況（年間事業費の1/2分の2に相当する額）	◆保有している。（自己資金のみである。）	3	3	
		◆保有している。（借入金を含んでいる。）	2		
	③ 経営指標「純資産比率」（純資産÷総資産）の値 （目標：60% 危険水準：30%未満） ※基準日：直近の決算状況	◆60%を超える	3	3	
		◆30%以上60%未満	2		
④ 経営指標「流動比率」（流動資産÷流動負債）の値 （目標：200% 危険水準：100%未満） ※基準日：直近の決算状況	◆200%を超える	3	3		
	◆100%以上200%未満	2			
保育事業の実績	① 保育事業の運営実績	◆令和5年（2023年）4月1日現在において、保育所、認定こども園又は地域型保育事業の運営実績が3年以上ある。（休止等の期間を除く。）	5	5	
		◆令和5年（2023年）4月1日現在において、認可外保育施設（「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」交付日から起算した運営実績に限る。以下、この項について同じ。）の運営実績が3年以上ある。（休止等の期間を除く。）	3		
	② 保育事業に関する所轄庁からの指摘状況	◆指摘がない。	5	5	
		◆指摘はあるが、指摘事項に対し速やかに改善している。	3		
		◆指摘事項に対し改善が行われていない、又は監査を受けたことがない。	1		
		◆自主整備	3		
整備費補助金	① 整備費補助金の活用の有無	◆整備費補助金を活用	1	3	
<b>【事業概要（設備面）】</b>					
事業所の状況	① 建物全体の建築年数、構造等の状況等	◆専用建物（築5年未満）	5	5	
		◆専用建物（築5年以上）	3		
② 物件の使用に関する権利	◆専用建物以外（築5年未満）	3	2		
	◆専用建物以外（築5年以上）	1			
保育室等	① 保育室の有効面積	◆耐震基準による建築物であり、耐震診断報告書等により構造耐震指標等が基準以上であるか確認できない。	0	5	
		◆基準面積の1.25倍以上	5		
	② 避難経路	◆基準面積以上	3		3
		◆基準面積未満	0		
調理設備・調理室	① 調理設備	◆乳幼児の避難上有効な出口を2以上設け、かつ、当該出口に通ずる避難上有効な通路を2以上設けている。	3	5	
		◆基準以上の設備を有している。（複槽式シンク、オープン、手洗い器、食器消毒保管庫、食器洗浄機等が設置されている。） （複槽式シンク、オープン、手洗い器、食器消毒保管庫、食器洗浄機等が設置されている。）	5		
便所	① 便所の設備	◆基準どおりの設備を有している。	3	5	
		◆基準の設備を有していない。	0		
屋外遊戯場	① 屋外遊戯場の立地	◆敷地内・隣接地に、基準面積以上の遊戯場を確保している。	2	2	
		◆屋外遊戯場が代替地である。	1		
事業所の立地	① 駅からの距離	◆屋外遊戯場について、代替地を含め、確保していない。又は、基準面積未満である。	0	7	
		◆最寄り駅まで概ね徒歩5分圏内にある。（時速4km計算）	7		
		◆最寄り駅まで概ね徒歩10分圏内にある。（時速4km計算）	4		
		◆最寄り駅まで概ね徒歩10分圏内にはない。（時速4km計算）	1		
<b>【事業概要（運営面）】</b>					
管理者予定者	① 管理者経験の有無	◆管理者経験がある。	3	3	
		◆管理者経験がない。	1		
	② 保育士資格の有無	◆保育士資格を有する。	2	2	
		◆保育士資格を有さない。	1		
③ これまでの勤務経験	◆認可の保育所・認定こども園・地域型保育事業所・幼稚園で5年以上の勤務経験がある。	5	5		
	◆認可の保育所・認定こども園・地域型保育事業所・幼稚園で1年以上、または認可外保育施設で5年以上の勤務経験がある。	3			
職員の処遇	① 賃金	◆認可の保育所・認定こども園・地域型保育事業所・幼稚園で1年未満、または認可外保育施設で5年未満の勤務経験がある。	1	2	
		◆いずれの勤務経験もない。	0		
	② 「人件費比率」（人件費支出÷事業支出の計）の値	◆最低賃金を上回っている。	2		5
		◆最低賃金を下回っている。	0		
③ 70%を超える	◆50%以上70%未満	3	5		
	◆50%未満	1			
開所日	① 保育を提供する日・提供しない日	◆土曜日の開所あり、かつ施設都合の休所日なし	5	5	
		◆土曜日の開所あり、かつ施設都合の休所日あり	3		
		◆土曜日の開所なし	1		
定員設定	① 0歳児の定員設定	◆3人以下	3	3	
		◆3人を超える	1		
連携施設	① 卒園児の受け皿として適した連携施設確保	◆連携協定書を締結している、又は同一法人内での連携を確保している。	3	3	
		◆締約書がある。	2		
	② 卒園児の受け皿以外の、保育内容の支援、代替保育についての連携施設確保	◆卒園児の受け皿を確保していない。	0	3	
		◆保育内容の支援、代替保育の提供のいずれについても連携施設を確保している。	3		
③ 連携施設までの距離	◆保育内容の支援、代替保育の提供についての連携施設を確保していない。	2	2		
	◆連携施設までの距離が直線距離で概ね5km圏内にある。	1			
④ 連携施設までの距離	◆連携施設までの距離が直線距離で概ね5km圏内にはない。	1	2		
	◆近隣住民への説明を事業実施予定者が自ら行っている。	5			
地域・他機関との連携	① 近隣住民への事前説明・周知	◆近隣住民への説明を事業実施予定者以外が行っている。	3	5	
		◆行っていない。	0		
合計				100	

(2) 2次審査（ヒアリング審査）

- ・応募者へのヒアリングについて、選定基準に基づき、主観的評価を行います。
- ・各審査員の評点の合計点を2次審査（ヒアリング審査）における点数とします。  
なお、同じ審査事項について複数の審査員が0点と評価した場合、その事業者については、選定しません。
- ・2次審査（ヒアリング審査）は、1事業者あたり1時間以内で行います。  
なお、事業計画の説明が20分、質疑応答が30分程度になります。
- ・事業計画の説明については、21ページのすべての審査項目について、20分以内で漏れなく説明してください。終了1分前及び終了時に合図を出します。終了の合図が出た時点で、説明は終了になります。
- ・説明後に各審査員から質問を行いますので、簡潔に説明してください。
- ・2次審査（ヒアリング審査）時に追加で配布する資料がある場合は、事前にデータにてご提出ください。  
(提出については、ヒアリング審査実施時に別途ご案内いたします。)
- ・出席者については、法人の代表者及び事業所管理者予定者とし、コンサルタント業者等の出席は認めません。
- ・2次審査（ヒアリング審査）は非公開で行います。
- ・適正な審査を行うため、審査時は録音させていただきます。

令和5年度 小規模保育事業実施予定者の選定に係る評価基準(2次審査)

審査事項	審査内容	コメント	評点	満点	良い	普通	劣る
1. 応募動機等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応募動機</li> <li>・保育事業に対する考え方</li> <li>・保育方針</li> <li>・保育の特色</li> </ul> など			2	2	1	0
2. 事業所の整備計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業開始までのスケジュール</li> <li>・立地に対する考え</li> <li>・各室の配置に対する考え方</li> <li>・設備に対する考え方</li> <li>・定員設定に対する考え方</li> </ul> など			2	2	1	0
3. 職員の雇用・育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士等の採用計画</li> <li>・保育士等の配置計画</li> <li>・職員の定着率及び定着率向上のための取組み</li> <li>・職員の処遇・研修計画</li> </ul> など			2	2	1	0
4. 安全衛生・防犯対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種マニュアルの整備状況</li> <li>・各種マニュアルの活用計画</li> <li>・(既存園がある場合)マニュアルの活用状況</li> </ul> など			2	2	1	0
5. 地域・他機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民への事業に関する説明状況</li> <li>・地域住民への事業に関する今後の説明予定</li> <li>・地域との交流</li> </ul> など			2	2	1	0
合計				0	10		

資料① 越谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（抜粋）

※令和5年4月1日現在

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 家庭的保育事業 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。
- （2） 小規模保育事業 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。
- （3） 居宅訪問型保育事業 法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。
- （4） 事業所内保育事業 法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。
- （5） 家庭的保育事業等 法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。
- （6） 乳児 満1歳に満たない者をいう。
- （7） 幼児 満1歳以上満3歳に満たない者をいう。ただし、法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、当該児童を含む。
- （8） 乳幼児 乳児又は幼児をいう。
- （9） 利用乳幼児 家庭的保育事業等を利用している乳幼児をいう。

（最低基準の目的）

第3条 この条例で定める基準（次条及び第5条において「最低基準」という。）は、利用乳幼児が、明るくて、衛生的な環境において、栄養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第4条 市長は、越谷市社会福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者（以下「家庭的保育事業者等」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとする。

（最低基準と家庭的保育事業者等）

第5条 家庭的保育事業者等は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（家庭的保育事業者等の一般原則）

第6条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、次条第1項第2号、第16条第2項及び第3項、第17条第1項並びに第18条第1項において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を



達成するために必要な設備を設けなければならない。

- 6 家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。
- 7 家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う者は、利用乳幼児の安全を確保するため、事故の防止及び防犯に関する措置を講ずるよう努めなければならない。
- 8 居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）は、利用乳幼児の安全を確保するため、事故の防止に関する措置を講ずるよう努めなければならない。

（連携施設）

第7条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。以下この条、次条第1項及び第2項、第8条の3第2項、第16条第1項及び第2項、第17条第1項、第2項及び第5項、第18条並びに第19条第1項から第3項まで並びに附則第2項において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び必要な教育（小学校就学の始期に達するまでの者に対して義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

- (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
  - (2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。
  - (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第41条に規定する従業員の子以外の乳幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。
- 2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。
- (1) 家庭的保育事業者等と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
  - (2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- 3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
- (1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第29条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）
  - (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者
- 4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。
- (1) 市長が法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供される

よう必要な措置を講じているとき。

(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

5 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（利用定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

（家庭的保育事業者等と非常災害）

第8条 家庭的保育事業者等は、火災報知機、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

3 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

4 小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う者は、当該事業を行う事業所ごとに、利用乳幼児の特性に応じ、食料その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄に努めなければならない。

5 小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う者は、風水害、地震等に備えるため、越谷市地域防災計画に基づき関係機関との連携及び協力に努めなければならない。

（安全計画の策定等）

第8条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第8条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（暴力団の排除）

第9条 家庭的保育事業者等（家庭的保育事業所等の管理者その他家庭的保育事業所等の業務を統括する者（当

該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。)を含む。次項において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)
- (2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)
- (3) 暴力団関係者(越谷市暴力団排除条例(平成25年条例第14号)第3条第2項に規定する暴力団関係者をいう。以下この条において同じ。)

2 家庭的保育事業者等は、暴力団、暴力団員又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有してはならない。

3 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等の運営に当たっては、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者を利用し、又はこれらの者を運営に関与させてはならない。

(家庭的保育事業者等の職員の一般的要件)

第10条 家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等)

第11条 家庭的保育事業者等の職員は、常に自己研鑽(さん)に励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第12条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第13条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第14条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る行為の禁止)

第15条 削除

(衛生管理等)

第16条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

4 居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

5 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所(居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所をいう。

第38条において同じ。)の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

(食事)

第17条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法(第12条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。
- 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好(し)好を考慮したものでなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。
- 5 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(食事の提供の特例)

第18条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

- (1) 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- (2) 当該家庭的保育事業所等又は他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- (3) 調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。
- (4) 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- (5) 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

- (1) 連携施設
- (2) 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等
- (3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市長が適当と認めるもの(家庭的保育事業を行う者が第27条に規定する家庭的保育事業を行う場所(第28条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。)において当該事業を行う場合に限る。)

(利用乳幼児及び職員の健康診断)

第19条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。
- 3 第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置を解除し、停止する等必要な手続きをとることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。
- 4 居宅訪問型保育事業者は、保育の提供に当たっては、母子健康手帳の確認、保護者への聞き取り等を通し、あらかじめ利用乳幼児の心身の状況等を把握するとともに、当該利用乳幼児について利用開始後に医師による健康診断が行われた場合には、その健康診断の結果を把握しなければならない。
- 5 家庭的保育事業者等の職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(家庭的保育事業所等内部の規程)

第20条 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 家庭的保育事業等の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項

(家庭的保育事業所等に備える帳簿)

第21条 家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

(秘密保持等)

第22条 家庭的保育事業者等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第23条 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、当該保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置に係る市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(保育時間)

第24条 家庭的保育事業等における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業者等が定めるものとする。

(保育の内容)

第25条 家庭的保育事業者等は、保育所保育指針（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針をいう。）に準じ、家庭的保育事業等の特性に留意して、利用乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

（保護者との連絡）

第26条 家庭的保育事業者等は、常に利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

### 第3章 小規模保育事業

#### 第1節 通則

（小規模保育事業の区分）

第29条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。

（設備の基準）

第30条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- （1） 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。
- （2） 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- （3） 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- （4） 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下同じ。）、調理設備及び便所を設けること。
- （5） 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- （6） 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- （7） 乳児室又はほふく室及び保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）は、1階に設けること。
- （8） 昭和56年5月31日以前に建築された建築物又は同日において工事中であった建築物である場合は、地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕等を行っていることと市長が認めるものであること。

（職員）

第31条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第18条の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

- （1） 乳児 おおむね3人につき1人
- （2） 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人
- （3） 満3歳以上満4歳に満たない幼児 おおむね20人につき1人
- （4） 満4歳以上の幼児 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

### 第6章 雑則

（委任）

第47条 この条例に定めるもののほか家庭的保育事業等の設備及び運営に関し必要な基準は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号。附則第3項において「整備法」という。）の施行の日から施行する。

(連携施設に関する経過措置)

- 2 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができる市長が認める場合は、第7条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

(食事の提供に関する経過措置)

- 3 施行日の前日において現に存する整備法による改正前の法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者（附則第11項の規定に該当する者を除く。）にあつては、施行日から起算して5年を経過する日までの間、次に掲げる規定は、適用しないことができる。

(1) 第17条

(2) 第27条第3号（調理設備に係る部分に限る。）

(3) 第28条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）

(4) 第30条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）

(5) 第31条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）

(6) 第32条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）

(7) 第33条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）

(8) 第34条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）

(9) 第35条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）

(10) 第42条第1号（調理室に係る部分に限る。）及び第5号（調理室に係る部分に限る。）

(11) 第43条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）

(12) 第45条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）

(13) 第46条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

- 4 保育の需要に応じるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足している事情に鑑み、当分の間、第31条第2項各号又は第43条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第31条第2項又は第43条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

- 5 前項の事情に鑑み、当分の間、第31条第2項又は第43条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

- 6 附則第4項の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この項において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第31条第2項又は第43条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

- 7 前2項の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第31条第3

項若しくは第43条第3項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(前2項の規定の適用がないとした場合の第31条第2項又は第43条第2項により算定されるものをいう。)の3分の2以上、置かなければならない。



## 越谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(抜粋)

(趣旨)

第1条 この規則は、越谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第21号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(耐震基準)

第2条 条例第27条第7号、第30条第8号、第32条第8号、第34条第8号、第42条第9号及び第45条第8号に規定する地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕等を行っているとし市長が認めるものとは、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる基準を満たすための耐震改修を行っているもの

ア 木造の建築物 構造耐震指標1.0以上

イ 鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物 各階の構造耐震指標0.6以上で、かつ、各階の保有水平耐力に係る指標1.0以上。ただし、指標を算定することなく構造躯体の耐震性に係る要件による判定が可能な場合は、当該要件を満たし当該建築物が必要とされる耐震性を有していると判定されること。

(2) 構造耐震指標が1.0未満である木造の建築物であつて、地震により当該建築物が倒壊し、又は崩壊した場合であつても安全な空間が確保できるよう、耐震シェルター等の設置を行っているもの

(条例附則第4項及び第6項の保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者の要件)

第9条 条例附則第4項及び第6項の保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者とは、児童福祉法第18条の5各号のいずれにも該当しない者であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者

(2) 家庭的保育事業所等において、一年以上かつ1,440時間以上保育業務に従事した者

(3) 児童福祉法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者

(4) 子育て支援員研修事業実施要綱(平成27年5月21日付け雇児発0521第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙)5(3)アの基本研修及び5(3)イ(イ)に規定する地域型保育の専門研修を修了した者

※令和5年4月1日施行の基準条例改正に伴い、本基準についても一部改正する予定です。

## 第1 目的

この基準は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の15第2項の規定に基づく家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業(以下「家庭的保育事業等」という。)の認可及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第43条第1項の規定に基づく確認について、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)、越谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第21号。以下「認可基準条例」という。)、越谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成27年規則第96号。以下「認可基準規則」という。)及び越谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第20号。以下「確認基準条例」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、適正な認可及び確認を行うことを目的とする。

## 第2 認可の基本方針

家庭的保育事業等の認可に当たっては、「越谷市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、人口、就学前児童数、待機児童数、延長保育等多様な保育サービスに対する需要及び将来の動向などを踏まえ、その必要性を審査するものとする。

## 第3 事業者

家庭的保育事業等を行う者(以下「事業者」という。)が、社会福祉法人又は学校法人(以下「社会福祉法人等」という。)である場合にあっては別表1に掲げる要件を満たすこととし、社会福祉法人等以外の者である場合にあっては別表2の要件を満たすこととする。

## 第4 家庭的保育事業等を行う事業所の立地条件等

### 1 位置

家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。)を行う事業所の位置は、通所事業を行う場所として、安全性、利便性があり、事業所を開設することについて、周辺住民への説明及び調整が、十分になされていること。

### 2 名称

家庭的保育事業等を行う事業所(以下「事業所」という。)の名称は、公序良俗に反しないものであり、かつ、すでに市内にある認定こども園、保育所、幼稚園、事業所又は認可外保育施設と同一又は紛らわしいものでないこと。

### 3 定員

(1) 認可定員

認可定員は、児童福祉法及び認可基準条例に定めるところによる。この場合において、小規模保育事業及び事業所内保育事業の定員は、原則、各年齢別に定めるものとし、1歳児から2歳児までの各年齢の定員は、1つ下の年齢の定員以上の数とするものとする。

(2) 利用定員

利用定員は、原則として認可定員と同数で定めるものとする。

## 第5 事業の用に供する土地及び建物並びに事業所の構造、設備等

### 1 土地及び建物の権利

事業者は、家庭的保育事業等の用に供する土地及び建物いずれについても、所有権を有し、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることが原則であるが、国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けて家庭的保育事業等を行う場合は、別表3に掲げる要件を満たすこと。この場合において、貸与を受ける土地又は建物については、抵当権等の制限物権その他の事業所の運営に支障となる権利が付されていないことが望ましいこと。

### 2 事業所に係る耐震

(1) 事業所は、昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建築物であること。

(2) 昭和56年5月31日以前に建築された建築物又は同日において工事中であった建築物である場合は、認可基準規則第2条の規定に基づき、次に掲げる基準を満たすための改修を行っていることが必要であるが、当該基準の診断に当たっては、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号)」に定める方法により行うこと。

#### ア 木造の場合

構造耐震指標1.0以上。構造耐震指標が1.0未満の場合は、地震により当該建築物が倒壊し、又は崩壊しても安全な空間が確保できるよう、耐震シェルター等の設置を行っているもの

#### イ 鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の場合

各階の構造耐震指標0.6以上で、かつ、各階の保有水平耐力に係る指標1.0以上。

ただし、指標を算定することなく構造躯体の耐震性に係わる要件による判定が可能な場合は、当該要件を満たし当該建築物が必要とされる耐震性を有していると判定されること。

(2) 前号の基準を満たしていることの確認は、耐震診断報告書、耐震診断補強工事実施済み<sup>く</sup>を証明する書類等により確認するものとする。

### 3 事業所の2方向避難

事業所は、火災等の非常時に乳幼児の避難上有効な出口を2以上設け、かつ、当該出口に通ずる避難上有効な通路を2以上設けること。

#### 4 事業所の構造及び設備

事業所の構造及び設備は、建築基準法(昭和25年法律第201号)、都市計画法(昭和43年法律第100号)、消防法(昭和23年法律第186号)その他関係法令、認可基準条例及び認可基準規則に定めるもののほか、採光及び換気等の保健衛生並びに危害防止に十分考慮し、別表4に定める基準を満たすこと。

#### 5 居宅訪問型保育事業所の設備、備品等

- (1) 居宅訪問型保育事業は保育を必要とする乳幼児の居宅での保育であるため、1から4までの規定については、居宅訪問型保育事業には適用しない。
- (2) 乳幼児の居宅での保育という点を踏まえても、事業運営のためには、乳幼児等の個人情報保管するキャビネット、事業運営に使用する情報機器等が必要であることから、居宅訪問型保育事業所には、居宅訪問型保育事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画として、当該キャビネットや情報機器等を設置する事務スペースを設ける必要があること。また、居宅訪問型保育事業所に備えるべき設備及び備品等として、当該キャビネットや情報機器等のほか、保育に使用する備品等(認可基準条例第37条第1号に規定する保育を行う場合にあっては、当該保育に使用する備品等を含む。)についても、必要に応じて備えること。
- (3) 居宅訪問型保育事業の用に供する土地又は建物について、国又は地方公共団体以外の者から貸与を受ける場合は、別表3に掲げる要件のうち、2、3及び5を満たすこと。

### 第6 職員

#### 1 管理者

- (1) 管理者(児童福祉法施行規則第36条の36第1項第4号の福祉の実務を担当する幹部職員をいう。以下同じ。)は、児童福祉事業に熱意があり、事業を適正に運営できる者であることとし、社会福祉法人等以外の者が事業者となる場合は、別表2の3に定める要件を満たすこと。
- (2) 管理者は、所長、園長などの名称にかかわらず、事業所において保育を行う乳幼児の健康と安全に責任を負い、保護者や関係機関との連携の構築・強化、職員の資質の向上等の役割を持つ。したがって、当該事業所内の他の職員の指示・監督により業務を行う者は管理者とはみなさないものとする。
- (3) 管理者の専任については、以下の要件に該当しない場合は、専任と判断しないものとする。
  - ア 常時、実際に当該事業所の管理運営の業務に専従していること。
  - イ 管理者就任中は2以上の施設や他の事業、会社等と兼務することなく、管理者の職務に専念すること。
- (4) 事業者の代表者が管理者を兼任する場合については、次の条件を満たしていること。

この場合において、当該事業者における実施事業が当該事業所のみときは、専任として取り扱うものとする。

ア 公共性が確保されているとともに公正な運営がなされており、今後も引き続き適正な運営が確保できること。

イ 他に適当な人材を求めることが困難であること。

ウ アの要件を具備しているかどうかの判断は、「越谷市保育所認可・確認に関する基準（平成27年7月15日市長決裁）」の第6の1の(4)に定める「社会福祉法人の公共性・公正な運営の確保に係る判断基準」に準じて行うものとする。

## 2 乳幼児の保育に従事する職員

### (1) 家庭的保育事業及び小規模保育事業C型

ア 家庭的保育者(保育士資格を有する者に限る。)は、次に掲げるいずれかの研修を修了した者とする。

(ア) 子育て支援員研修(「子育て支援員研修事業実施要綱(平成27年5月21日付け雇児発0251第18号厚生労働省雇用均等局・児童家庭局長通知別紙)」に定める研修カリキュラムに基づいて適正に行われた研修をいう。以下同じ。)の専門研修(地域保育コース(地域型保育))

(イ) 家庭的保育者等研修(「多様な保育研修事業実施要綱(平成27年5月21日付け雇児発0251第19号厚生労働省雇用均等局・児童家庭局長通知別添4)」に定める研修カリキュラムに基づいて適正に行われた研修をいう。以下同じ。)の基礎研修

イ 家庭的保育者(保育士資格を有しない者に限る。)は、次に掲げるいずれかの研修を修了した者とする。

(ア) 子育て支援員研修の専門研修(地域保育コース(地域型保育))及び家庭的保育者等研修の認定研修

(イ) 家庭的保育者等研修の基礎研修及び認定研修

ウ ア及びイの規定にかかわらず、認可基準条例の施行の日前に、小規模保育運営支援事業実施要綱(平成26年5月29日付け雇児発0529第19号別紙)、グループ型小規模保育事業実施要綱(同日付け雇児発0529第20号別紙)又は家庭的保育事業実施要綱(同日付け雇児発0529第22号別紙)に基づき、家庭的保育者としてこれらの事業に従事していた者については、家庭的保育者とみなす。

エ 家庭的保育補助者は、次に掲げるいずれかの研修を修了した者とする。

(ア) 子育て支援員研修の基本研修及び専門研修(地域保育コース(地域型保育))

(イ) 家庭的保育者等研修の基礎研修(小規模保育運営支援事業実施要綱に基づき実施された同等の研修を含む。)

オ アからエまでの研修の修了状況については、当該研修の実施主体(市長、都道府県知事若しくは他の市区町村長又は市長、都道府県知事若しくは他の市区町村長が指定した研修事業者であるものをいう。以下同じ。)が発行する修了証書により確認するものとする。

### (2) 小規模保育事業A型

ア 認可基準条例第31条第2項の保育士の数は、常勤の保育士によって満たすことを

基本とし、その算定方法は、以下のとおり、年齢別に乳幼児の数を配置基準で除し、小数点以下1位未満の端数があるときはこれを切り捨て、各々を合算した値の小数点以下の端数を四捨五入したものに1を加えた数とする。

$$\begin{aligned} \text{必要配置数} &= (0 \text{ 歳児の数} \times 1 / 3) \\ &+ \{ (1 \text{ 歳児の数} + 2 \text{ 歳児の数}) \times 1 / 6 \} \\ &+ 1 \end{aligned}$$

イ 開所時間の始期、終期の前後の時間帯等で乳幼児がごく少数となる場合については、常時複数の保育士の配置までは求めないが、保育士1人となる時間帯を必要最小限とし、事故等の緊急対応や異年齢への配慮など、適切な運営体制の確保が求められること。

ウ アの規定にかかわらず、事業所本来の事業の円滑な運営を阻害せず、保育時間や保育する乳幼児の数の変化に柔軟に対応すること等により、乳幼児の処遇水準の確保が図られる場合で、次の条件の全てを満たす場合には、常勤以外の保育士を充てることができる。

(ア) 常勤の保育士が各組や各グループに1人以上(乳児を含む各組や各グループであって当該組・グループに係る配置基準上の定数が2人以上の場合は、最低2人)配置されていること。

(イ) 常勤の保育士に代えて常勤以外の保育士を充てる場合の当該常勤以外の職員の合計勤務時間数が、常勤の職員を充てる場合の勤務時間数を上回ること。

エ ウの規定により常勤以外の保育士を充てる場合は、「保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)」による乳幼児の発達に応じた組やグループ編成を適切に行うとともに、これを明確にしておくこと。

### (3) 小規模保育事業B型

ア 認可基準条例第33条第2項の保育士又は保育従事者の数は、(2)アに規定する算定方法により算出し、その半数以上は保育士とする。

イ (2)イの規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、(2)イの規定中「常時複数の保育士」とあるのは「常時複数の保育士又は保育従事者」と読み替えるものとする。

ウ イの規定において読み替えて準用する(2)イの規定により1人が配置される時間帯にあっては、当該者は保育士であること。

エ (2)ウ及びエの規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、(2)ウ及びエの規定中「保育士」とあるのは、「保育士又は保育従事者」読み替えるものとする。

オ 保育従事者は、次に掲げるいずれかの研修を修了した者とする。

(ア) 子育て支援員研修の基本研修及び専門研修(地域保育コース(地域型保育))

(イ) 家庭的保育者等研修の基礎研修(小規模保育運営支援事業実施要綱に基づき実施された同等の研修を含む。)

カ オの研修の修了状況については、当該研修の実施主体が発行する修了証書により確認するものとする。

(4) 居宅訪問型保育事業

ア 居宅訪問型保育事業に従事する家庭的保育者は、居宅訪問型保育研修(多様な保育研修事業実施要綱に定める研修カリキュラムに基づいて適正に行われた研修をいう。)の基礎研修及び専門研修を修了した者とする。ただし、認可基準条例第37条第1号に規定する保育を実施しない場合は、基礎研修のみで足りる。

イ 居宅訪問型保育に従事する家庭的保育者が保育士資格を有しない者である場合は、アの研修のほか、家庭的保育者等研修の認定研修を修了すること。

ウ ア及びイの研修の修了状況については、当該研修の実施主体が発行する修了証書により確認するものとする。

(5) 保育所型事業所内保育事業

ア 認可基準条例第43条第2項の保育士の数は、常勤の保育士によって満たすことを基本とし、その算定方法は、以下のとおり、年齢別に乳幼児の数を配置基準で除し、小数点以下1位未満の端数があるときはこれを切り捨て、各々を合算した値の小数点以下の端数を四捨五入することによる。

$$\begin{aligned} \text{必要配置数} &= (0 \text{ 歳児の数} \times 1 / 3) \\ &\quad + \{ (1 \text{ 歳児の数} + 2 \text{ 歳児の数}) \times 1 / 6 \} \end{aligned}$$

イ 保育に当たっては、常時複数の保育士を配置すること(認可基準条例附則第4項に規定する特例を適用する場合を除く。)

ウ (2)ウ及びエの規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。

(6) 小規模型事業所内保育事業

ア 認可基準条例第45条第2項の保育士又は保育従事者の数は、(2)アに規定する算定方法により算出し、その半数以上は保育士とする。

イ (2)イの規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、(2)イの規定中「常時複数の保育士」とあるのは「常時複数の保育士又は保育従事者」と読み替えるものとする。

ウ イの規定において読み替えて準用する(2)イの規定により1人が配置される時間帯にあっては、当該者は保育士であること。

エ (2)ウ及びエの規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、(2)ウ及びエの規定中「保育士」とあるのは、「保育士又は保育従事者」と読み替えるものとする。

オ 保育従事者は、次に掲げる研修を修了した者とする。

(ア) 子育て支援員研修の基本研修及び専門研修(地域保育コース(地域型保育))

(イ) 家庭的保育者等研修の基礎研修(小規模保育運営支援事業実施要綱に基づき実施された同等の研修を含む。)

カ オの研修の修了状況については、当該研修の実施主体が発行する修了証書により確

認するものとする。

- (7) 「保育所等における利用乳幼児がいない時間帯の保育士配置の考え方について(令和2年2月14日子保発0214第1号厚生労働省子ども家庭局保育課長通知)」の趣旨に鑑み、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型、保育所型事業所内保育事業及び小規模型事業所内保育事業において、当該事業を行う事業所の開所時間中に、全ての乳幼児が帰宅するなどにより乳幼児のいない時間帯が生じた場合にあっては、(2)ア、(3)ア、(5)イ及び(6)アの規定にかかわらず、保育士又は保育従事者を配置しないことができる。ただし、以下に掲げる要件を満たす場合に限る。

ア 突発的な事由により関係行政機関又は保護者が当該事業所に連絡する場合に備えて、当該事業所の開所時間内において随時円滑に管理者等へ連絡が取れるよう、開所時間中は管理者、管理者の権限を代行しうる者等が常駐する、職員間の連絡体制を整備するなど、確実な連絡手段、連絡体制が確保されていると認められること。

イ タイムカード、ICカードによる記録、情報機器端末の使用記録等の客観的記録を基礎として、乳幼児の登所及び降所の時間並びに保育士又は保育従事者の出勤及び退勤の時間の状況を把握し、現に当該事業所において保育されている乳幼児の数と乳幼児の保育に従事している保育士又は保育従事者の数が確認できること。

- (8) 小規模保育事業A型、小規模保育事業B型、保育所型事業所内保育事業及び小規模型事業所内保育事業においては、子ども・子育て支援法に基づき市町村（特別区含む。）が認定した保育必要量の範囲内で、各保護者の希望に応じた保育の提供がなされるべきものであり、(7)の規定による取扱いを実施することにより、各保護者の希望に基づく当該事業の利用が阻害されることがないように、十分に配慮する必要があること。保護者が乳幼児を預けることをためらうような依頼等も適切ではない。

- (9) 認可基準規則第9条第2号に規定する家庭的保育事業所等は、次に掲げるいずれかの施設とする。

ア 児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等を行う事業所

イ 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設

ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。）

エ 認可外保育施設（児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設（児童福祉法施行規則第49条の2で定めるものを除く。）であつて、同法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（児童福祉法第58条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第22条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。）をいう。）

- (10) 認可基準条例附則第5項の規定により幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭



(以下「幼稚園教諭等」という。)の普通免許状を有する者(必要な更新を行っている者に限る。)を保育士とみなす場合において、保育に従事したことのない幼稚園教諭等に対しては、子育て支援員研修等の必要な研修の受講を促すこと。

- (11) 認可基準条例附則第6項の規定により保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を保育士とみなす場合は、保育士とみなされた者に対し、保育士資格の取得を促していくこと。
- (12) 認可基準条例附則第4項から第7項までに規定する特例の対象となる事業所は、過去3年間の指導監査において、市長から勧告や改善命令等を受けていないものとする。

### 3 調理員

- (1) 家庭的保育事業所のうち、定員3人以下のものにあつては、家庭的保育補助者が調理員を兼ねることができる。
- (2) 保育所型事業所内保育事業所のうち、定員が20人以上40人以下のものにあつては1人以上、定員が41人以上のものにあつては2人以上、定員が151人以上のものにあつては3人以上調理員を配置すること。

### 4 嘱託医

家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。)にあつては、嘱託医及び歯科嘱託医をそれぞれ1人以上確保すること。嘱託医及び歯科嘱託医については、直接契約等により委嘱する場合にあつては医師との間で契約書を、連携施設から別表6の1(2)嘱託医に関する支援を受ける場合にあつては連携施設との間で協定書、契約書等を締結すること。

## 第7 運営

### 1 保育時間・開所時間・休所日

#### (1) 保育時間

家庭的保育事業等の保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して(2)に規定する開所時間内で、事業者が定めるものとする。

#### (2) 開所時間

事業所の開所時間(居宅訪問型保育事業所にあつては、居宅訪問型保育事業に係る保育を提供する時間)は、1日につき連続した11時間以上を原則とする。

#### (3) 休所日

事業所の休所日(居宅訪問型保育事業所にあつては、居宅訪問型保育事業に係る保育を提供する日)は、原則、次に掲げるとおりとする。ただし、当該日の開所(居宅訪問型保育事業所にあつては、当該日に居宅訪問型保育事業に係る保育を提供すること。)を妨げない。

ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日

## 2 保育内容

保育の内容及び運営等については、次に掲げる事項に基づき、乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしいものでなければならない。

- (1) 家庭的保育事業等の保育は、「保育所保育指針」に準じて実施すること。
- (2) 事業者は、地域における子育て支援のため、その社会的役割を認識し、関係機関と連携し、行動すること。
- (3) 事業者は、認可基準条例第6条第4項の趣旨を踏まえ、福祉サービス第三者評価の受審及び結果の公表並びに結果に基づく改善に努めること。

## 3 保険への加入

事業者は事業を実施するにあたり、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付、施設賠償責任保険、児童傷害保険又はこれらに類すると認められる保険等に加入しなければならない。

## 4 食事の提供

### (1) 食事の提供における衛生管理

食事の提供における衛生管理は、「社会福祉施設における衛生管理について(平成9年3月31日社援施第65号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課・社会・援護局施設人材課・老人保健福祉局老人福祉計画課・児童家庭局企画課長連名通知)」の別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」を参考とし、越谷市保健所等の指導に従い、適切に行うこと。

### (2) 調理業務の委託

乳幼児に対する食事の提供は、事業所の職員により行われることが原則であるが、調理業務を委託する場合は、「保育所における調理業務の委託について(平成10年2月18日児発第86号厚生省児童家庭局長通知)」に定めるところに準ずること。

### (3) 食事の提供の特例

乳幼児に対する食事の提供は、事業所内での自園調理が原則であるが、認可基準条例第18条の規定により搬入施設から食事を搬入する場合は、次に掲げることに留意し適切に行うこと。

ア 搬入施設からの搬入に当たっては、「保育所における調理業務の委託について(平成10年2月18日児発第86号厚生省児童家庭局長通知)」の内容に十分留意すること。

イ 食を通じた乳幼児の健全育成については、「保育所における食を通じた子どもの健全育成(いわゆる「食育」)に関する取組の推進について(平成16年3月29日雇児保発第0329001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)」、「第2次越谷市健康づくり行動計画・食育推進計画」等を参考にすること。

ウ 搬入施設については、認可基準条例第18条第2項第1号及び第2号の規定により、連携施設又は事業者と同一法人若しくは関連法人が運営する小規模保育事業所若しくは事業所内保育事業所、社会福祉施設、医療機関等であること。すでに搬入施設が外部搬入しており当該外部搬入先から搬入するような、搬入施設を介した外部搬入については、食事提供の責任は事業者にあること、管理者が業務上必要な注意を果たし得

る体制及び契約内容を確保する必要があることから、認められない。

エ ウの規定にかかわらず、家庭的保育者が自身の居宅において家庭的保育事業を実施する場合については、認可基準条例第18条第2項第3号の規定により、保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、市長が適当と認めるものから食事を搬入することができる。当該事業者の適否の判断に際しては、調理業務の受託実績等により判断するものとし、特に、家庭的保育事業が3歳未満の乳幼児を対象とする事業であることに鑑み、離乳食等にも適切に対応できるものでなければならない。

(4) 調理する者に対する綿密な注意

家庭的保育事業等において調理又は調乳を担当する職員については、定期的な健康診断に加え、月に1回以上の検便を実施すること。また、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)に従い、雇入れの際又は調理若しくは調乳業務への配置換えの際の検便を適切に実施し、検査結果を確認した上で調理又は調乳業務に従事させること。

(5) 居宅訪問型保育事業の適用除外

居宅訪問型保育事業は保育を必要とする乳幼児の居宅での保育であり、当該乳幼児の保護者が食事を用意し、居宅訪問型保育事業者は食事の提供を行わないことから、(1)から(4)までの規定については、居宅訪問型保育事業には適用しない。

5 苦情解決

認可基準条例第23条第1項の措置については、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針(平成12年6月7日厚生省大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長通知別紙)」に準じ、適切な措置を講ずること。

## 第8 連携施設

事業者(居宅訪問型保育事業者を除く。)は認可基準条例第7条の規定により、別表6に掲げる事項に係る連携協力を行う連携施設を確保することとし、連携内容を明確にした協定書、契約書等を連携施設と締結すること。

連携施設の確保が困難である場合は、認可基準条例附則第2項の規定により令和6年度末までに連携施設を確保すればよいものとする。

## 第9 地域型保育給付費の額の算定に係る基準

事業者は、子ども・子育て支援法第29条第1項に規定する地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として市の確認を受けることから、職員の配置及び運営の内容については、第6及び第7に掲げる要件を満たすほか、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年内閣府告示第49号)」において必要とされる要件を満たすこと。

附 則(平成27年6月1日市長決裁)

この基準は、市長決裁の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成28年6月7日市長決裁)

この基準は、市長決裁の日から施行する。

附 則(平成30年3月29日市長決裁)

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和元年10月28日市長決裁)

この基準は、市長決裁の日から施行する。

附 則(令和2年3月31日市長決裁)

この基準は、市長決裁の日から施行する。

附 則(令和2年12月28日市長決裁)

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

## 別表 1 社会福祉法人等が事業者となる場合の要件

- 1 児童福祉法第34条の15第3項第4号に掲げられた基準に該当しないこと。
- 2 認可基準条例第9条に抵触しないこと。
- 3 家庭的保育事業等の運営については、事業者が経営する事業の全体の財務内容が不健全でなく、事業を運営するに当たって安定性が見込まれなければならないこと。次のいずれかに該当する場合は、少なくとも財務内容が不健全でないことに当たらない。
  - (1) 直近の会計年度において債務超過(負債総額が資産総額を超えていることをいう。以下同じ。)となっている。
  - (2) 直近3年間の会計年度において、3年間連続して損失を計上している。
  - (3) 租税公課を滞納している。
- 4 国又は地方公共団体以外の者から土地又は建物の貸与を受けて家庭的保育事業等を行う場合は、別表3に掲げる要件のうち、1から3及び5(居宅訪問型保育事業を行う場合にあっては、2、3及び5)を全て満たすこと。
- 5 認可を受けるにあたり、別表5の1に掲げる条件を遵守できること。

## 別表 2 社会福祉法人等以外の者が事業者となる場合の要件

- 1 家庭的保育事業等を行うために必要な経済的基礎として、次に掲げる要件をいずれも満たすこと。
  - (1) 事業者(居宅訪問型保育事業者を除く。)は、事業所(居宅訪問型保育事業所を除く。)の用に供する土地及び建物いずれについても、所有権を有し、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。)を行う場合は、別表 3 に掲げる要件を満たすこと。居宅訪問型保育事業を行う場合であつて、居宅訪問型保育事業の用に供する土地又は建物について国又は地方公共団体以外の者から貸与を受ける場合は、別表 3 に掲げる要件のうち、2、3 及び 5 を満たすこと。
  - (2) 家庭的保育事業等の年間事業費の 1/2 分の 2 以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。
  - (3) 直近の会計年度において、家庭的保育事業等を経営する事業以外の事業を含む当該主体全体の財務内容について、債務超過でないこと、3 年以上連続して損失を計上していないこと、租税公課を滞納していないこと等財務内容が適正であること。
- 2 家庭的保育事業等の経営者(その者が法人である場合にあつては、当該法人の経営担当役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。))とする。以下同じ。)が社会的信望を有すること。
- 3 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。((1)及び(2)のいずれにも該当するか、又は(3)に該当すること。)
  - (1) 実務を担当する幹部職員が保育所並びに保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業等及び越谷市家庭保育室(廃止前の越谷市家庭保育条例によるものをいう。)において 2 年以上勤務した経験を有する者若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること又は経営者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。
  - (2) 小規模保育事業所及び定員 6 人以上の事業所内保育事業所にあつては、社会福祉事業の知識経験を有する者、保育サービスの利用者(これに準ずる者を含む。(3)において同じ。))及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会(事業の運営に関し、当該事業者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。)を設置すること。
  - (3) 経営者に、保育サービスの利用者及び実務を担当する幹部職員を含むこと。
- 4 法第 34 条の 15 第 3 項第 4 号に掲げられた基準に該当しないこと。
- 5 認可基準条例第 9 条に抵触しないこと。
- 6 認可を受けるにあたり、別表 5 の 2 に掲げる条件を遵守できること。

別表3 国又は地方公共団体以外の者から土地又は建物の貸与を受けて家庭的保育事業等を行う場合の要件

- 1 貸与を受けている土地又は建物について、地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。ただし、次のいずれかに該当し、安定的な事業の継続の確保が図られると市長が判断する場合は、この限りでない。
  - (1) 次に掲げるいずれかに該当すること。
    - ア 建物の賃貸借期間が賃貸借契約書において10年以上とされていること。
    - イ 建物の賃貸借期間が10年未満であっても事業者が希望すれば更新が可能であり、通算10年以上の賃貸借期間を確保できる見込みがあること。
  - (2) 貸主が地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人又は地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体であること。
- 2 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。
- 3 安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
- 4 3とは別に、1年間の賃借料の2分の1に相当する額の資金を安全性があり、かつ換金性の高い形態(普通預金、定期預金、国債等)により保有していること。
- 5 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

別表 4 事業所の構造、設備等の基準

1 家庭的保育事業

設備区分	基準設備・面積等
乳幼児の保育を行う専用の部屋	<p>(1) 乳幼児の保育を行う専用の部屋の面積は、9.9㎡(定員が4人の場合は13.2㎡、5人の場合は16.5㎡)以上とし、当該面積については、有効面積で確保すること。有効面積の算定に当たっては、内法面積から押入れ、ロッカー、収納スペース等の造付け・固定造作物の面積を控除すること。</p> <p>(2) ほふくをする乳幼児とほふくをしない乳幼児を同じ部屋で保育する場合は、ベビーフェンス、ベビーベッド等で区画すること。</p> <p>(3) 設置階は1階とする。当該設置階の判断に当たっては、避難階(直接地上へ通ずる出入口のある階をいう。以下同じ。)を1階とするものとし、人口地盤及び立体的遊歩道が事業所を設置する建物の途中階に接続し、当該階が避難階と認められる場合にあっては、当該階を1階とみなすことができる。</p> <p>(4) 保育に必要な遊具を備えること。</p>
調理設備	<p>(1) 給食の量に応じた設備及び面積を有し、乳幼児が簡単に立ち入ることがないようにベビーフェンス等で区画され、衛生的な状態が保たれていること。</p> <p>(2) 調理設備の具体例は、次に掲げるものであること。            ア 冷凍冷蔵庫があること。当該冷凍冷蔵庫は、検食をマイナス20℃以下で2週間以上保存可能であることが望ましい。            イ シンクがあること。            ウ 給食の量に応じた数のコンロがあること。            エ 調理台及び配膳台があること。配膳台は、配膳車と兼ねることができる。            オ オーブンがあることが望ましいこと。当該オーブンは、電子レンジに付属する機能で可とする。            カ 手洗い器、食器消毒保管庫、食器洗浄機があることが望ましいこと。</p> <p>(3) 連携施設等からの外部搬入の場合は、再加熱を行うための設備、冷蔵庫等の保存のための設備、給食を配膳するための適切な用具及びスペース、体調不良児等の対応に支障が生じない設備等を有すること。</p>
便所	<p>(1) 便所は、保育を行う専用居室及び調理設備と区画されており、かつ乳幼児が安全に使用することができるものであること。</p> <p>(2) 設置階は1階とする。</p>
屋外遊戯に適した庭	<p>(1) 面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡あり、幼児が実際に遊戯可能な面積であること。</p> <p>(2) 事業所付近にある公園、広場、寺社境内等を屋外遊戯に適した庭として使用する場合は、次に掲げるとおりとする。            ア 屋外活動及び移動に当たっての安全が確保されており、事業所からの距離が、日常的に幼児が使用できる程度(事業所から幼児同伴で徒歩10分程度の範囲内にあること。以下同じ。)であること。            イ 公園、広場、寺社境内等の所有権等を有する者が地方公共団体、公共的団体その他地域の実情に応じて信用力の高い主体であり、事業者による安定的かつ継続的な使用が確保されると認められる主体であること。</p>



2 小規模保育事業

設備区分	基準設備・面積等
<p>保育室等 (乳児室、 ほふく室、 保育室、 遊戯室)</p>	<p>(1) 保育室等の面積は、乳幼児1人につき3.3㎡以上とし、当該面積については、それぞれ有効面積で確保すること。有効面積の算定に当たっては、内法面積から押入れ、ロッカー、収納スペース等の造付け・固定造作物の面積を控除すること。</p> <p>(2) 乳児室とほふく室は別に設けることが望ましいが、別に設けることができない場合は、ベビーフェンス、ベビーベッド等で区画すること。</p> <p>(3) 設置階は1階とする。当該設置階の判断に当たっては、避難階を1階とするものとし、人口地盤及び立体的遊歩道が事業所を設置する建物の途中階に接続し、当該階が避難階と認められる場合にあっては、当該階を1階とみなすことができる。</p> <p>(4) 保育に必要な遊具を備えること。</p>
<p>調理設備</p>	<p>(1) 給食の量に応じた設備及び面積を有し、乳幼児が簡単に立ち入ることがないようにベビーフェンス等で区画され、衛生的な状態が保たれていること。</p> <p>(2) 調理設備の具体例は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 冷凍冷蔵庫があること。当該冷凍冷蔵庫は、検食をマイナス20℃以下で2週間以上保存可能であること。</p> <p>イ シンクがあること。当該シンクは、複槽式シンクであることが望ましい。</p> <p>ウ 給食の量に応じた数のコンロがあること。</p> <p>エ 調理台及び配膳台があること。配膳台は、配膳車と兼ねることができる。</p> <p>オ オープンがあることが望ましいこと。当該オープンは、電子レンジに付属する機能で可とする。</p> <p>カ 手洗い器、食器消毒保管庫、食器洗浄機があることが望ましいこと。</p> <p>(3) 連携施設等からの外部搬入の場合は、再加熱を行うための設備、冷蔵庫等の保存のための設備、給食を配膳するための適切な用具及びスペース、体調不良児等の対応に支障が生じない設備等を有すること。</p>
<p>便所</p>	<p>(1) 便所は、保育室等及び調理設備と区画されており、かつ乳幼児が安全に使用することができるものであること。</p> <p>(2) 便所用の手洗設備が設けられていること。</p> <p>(3) 認可定員に応じて幼児用の便器を設置することとし、その目安は満2歳以上の幼児15人につき1据とする。</p> <p>(4) 汚物処理設備を設けることが望ましいこと。</p>
<p>屋外遊戯場</p>	<p>(1) 屋外遊戯場の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡あり、幼児が実際に遊戯可能な面積であること。</p> <p>(2) 事業所付近にある公園、広場、寺社境内等を屋外遊戯場として使用する場合は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>ア 屋外活動及び移動に当たっての安全が確保されており、事業所からの距離が、日常的に幼児が使用できる程度であること。</p> <p>イ 公園、広場、寺社境内等の所有権等を有する者が地方公共団体、公共的団体その他地域の実情に応じて信用力の高い主体であり、事業者による安定的かつ継続的な使用が確保されると認められる主体であること。</p>

3 保育所型事業所内保育事業

設備区分	基準設備・面積等
保育室等 (乳児室、 ほふく室、 保育室、 遊戯室)	<p>(1) 乳児及び満2歳に満たない幼児は満2歳以上の幼児と発育・発達程度、生活リズム等が異なるため、乳児室又はほふく室は保育室とは別の区画とすることが望ましいこと。</p> <p>(2) 乳児室又はほふく室の面積は乳児及び満2歳に満たない幼児1人につき3.3㎡以上、保育室又は遊戯室の面積は満2歳以上の幼児1人につき1.98㎡以上とし、当該面積については、それぞれ有効面積で確保すること。有効面積の算定に当たっては、内法面積から押入れ、ロッカー、収納スペース等の造付け・固定造作物の面積を控除すること。</p> <p>(3) 乳児室とほふく室は別に設けることが望ましいが、別に設けることができない場合は、ベビーフェンス、ベビーベッド等で区画すること。</p> <p>(4) 保育に必要な遊具を備えること。</p>
調乳室	<p>乳児用設備として、調乳室を設けること。調乳室は、独立の室であることが望ましいが、乳児室又はほふく室の内部を区画する方法であっても可とする。</p>
沐浴室	<p>乳児及び満2歳に満たない幼児用設備として、沐浴室を設けること。乳児及び満2歳に満たない幼児用便所、乳児室又はほふく室の内部を区画する方法であっても可とする。</p>
医務室	<p>静養できる機能を有し、医薬品等を常備する医務室を設けること。カーテン等で区画することができれば、事務室等との兼用も可とする。社員用の医務室を乳幼児用の医務室として活用する場合は、乳幼児の傷病時に適切に対応できること。</p>
調理室等	<p>(1) 隔壁で区画され、衛生的な状態が保たれていること。</p> <p>(2) 汚染作業区域と非汚染作業区域とを明確に区別するため、原則として、検収場所、食品保管庫、下処理室、調理室前室、調理室を設けること。検収場所は下処理室との兼用も可とする。</p> <p>(3) 原則として、手洗い設備が各作業区域の入り口にあること。</p> <p>(4) 調理室は、給食の量に応じた設備及び面積を有し、調理設備の具体例は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 検食をマイナス20℃以下で2週間以上保存できる設備があること。</p> <p>イ シンクは、用途別に相互汚染しないよう設けること。</p> <p>ウ 給食の量に応じた数のコンロがあること。</p> <p>エ 調理台及び配膳台があること。配膳台は、配膳車と兼ねることができ。</p> <p>(5) 食器消毒保管庫等の調理器具、食器等が外部から汚染されない構造の保管設備を設けること。</p> <p>(6) 調理員用の便所は、原則として、別に設けること。</p> <p>(7) 定員30人以下の事業所であって(2)、(3)、(4)イ、(5)及び(6)によりがたい場合は、汚染作業と非汚染作業を明確に区分し食材の相互汚染を防止するなど、必要な措置をとること。</p> <p>(8) 事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を調理室として利用する場合は、離乳食やアレルギー対応など乳幼児に対する食事の提供が適切に行われる必要があること。</p> <p>(9) 連携施設等からの外部搬入の場合は、再加熱を行うための設備、冷蔵庫等の保存のための設備、給食を配膳するための適切な用具及びスペース、体調不良児等の対応に支障が生じない設備等を有すること。</p>
便所	<p>(1) 便所は、保育室等及び調理室と区画されており、かつ乳幼児が安全に使用することができるものであること。</p> <p>(2) 便所用の手洗設備が設けられていること。</p>

	<p>(3) 認可定員に応じて幼児用の便器を設置することとし、その目安は満2歳以上の幼児15人につき1据とする。</p> <p>(4) 乳児及び満2歳に満たない幼児用に汚物処理設備を設けることが望ましいこと。</p>
屋外遊戯場	<p>(1) 屋外遊戯場の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡あり、幼児が実際に遊戯可能な面積であること。</p> <p>(2) 事業所付近にある公園、広場、寺社境内等を屋外遊戯場として使用する場合は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>ア 屋外活動及び移動に当たっての安全が確保されており、事業所からの距離が、日常的に幼児が使用できる程度であること。</p> <p>イ 公園、広場、寺社境内等の所有権等を有する者が地方公共団体、公共的団体その他地域の実情に応じて信用力の高い主体であり、事業者による安定的かつ継続的な使用が確保されると認められる主体であること。</p> <p>(3) 屋上を屋外遊戯場として使用する場合は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>ア 保育所保育指針に示された保育内容の指導が、効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること。</p> <p>イ 当該建物は、耐火建築物であること。</p> <p>ウ 屋上施設として、便所、水飲み場等を設けること。</p> <p>エ 職員、消防機関等による救出に際して、支障のない程度の階数の屋上であること。</p> <p>オ 屋上から地上又は避難階に直通する避難用階段が設けられていること。</p> <p>カ 屋上への出入口の扉は、特定防火設備に該当する防火戸であること。</p> <p>キ 油その他の引火性の強いものを置かないこと。</p> <p>ク 屋上の周囲には金網を設けるものとし、その構造は、上部を内側に湾曲させる等乳幼児の転落防止に適したものとする。</p> <p>ケ 警報設備は、屋上にも通ずるものとし、屋上から非常を知らせる設備についても配慮すること。</p> <p>コ 消防機関との連絡を密にし、防災計画等について指導を受けること。</p>
保育室等を2階以上に設ける場合の基準	<p>(1) 保育室等を建物の2階以上に設ける場合、認可基準規則第7条に基づいて備えるべき設備については、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア 保育室等を2階以上の複数階にわたり設ける場合は、その事業所の構造設備の全てについて、最も高い階に設ける場合の基準を満たすこと。</p> <p>イ 認可基準規則第7条第3号に規定する歩行距離は、保育室等の最も遠い部分から測定すること。</p> <p>(2) 保育室等の設置階の判断に当たっては、避難階を1階とするものとし、人口地盤及び立体的遊歩道が事業所を設置する建物の途中階に接続し、当該階が避難階と認められる場合にあっては、当該階を1階とみなすことができる。</p>

4 小規模型事業所内保育事業

設備区分	基準設備・面積等
保育室等 (乳児室、 ほふく室、 保育室、 遊戯室)	<p>(1) 保育室等の面積は、乳幼児1人につき3.3㎡以上とし、当該面積については、それぞれ有効面積で確保すること。有効面積の算定に当たっては、内法面積から押入れ、ロッカー、収納スペース等の造付け・固定造作物の面積を控除すること。</p> <p>(2) 乳児室とほふく室は別に設けることが望ましいが、別に設けることができない場合は、ベビーフェンス、ベビーベッド等で区画すること。</p> <p>(3) 保育に必要な遊具を備えること。</p>
調理設備	<p>(1) 給食の量に応じた設備及び面積を有し、乳幼児が簡単に立ち入ることがないようにベビーフェンス等で区画され、衛生的な状態が保たれていること。</p> <p>(2) 調理設備の具体例は、次に掲げるものであること。            ア 冷凍冷蔵庫があること。当該冷凍冷蔵庫は、検食をマイナス20℃以下で2週間以上保存可能であること。            イ シンクがあること。当該シンクは、複槽式シンクであることが望ましい。            ウ 給食の量に応じた数のコンロがあること。            エ 調理台及び配膳台があること。配膳台は、配膳車と兼ねることができる。            オ オープンがあることが望ましいこと。当該オープンは、電子レンジに付属する機能で可とする。            カ 手洗い器、食器消毒保管庫、食器洗浄機があることが望ましいこと。</p> <p>(3) 事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を調理室として利用する場合は、離乳食やアレルギー対応など乳幼児に対する食事の提供が適切に行われる必要があること。</p> <p>(4) 連携施設等からの外部搬入の場合は、再加熱を行うための設備、冷蔵庫等の保存のための設備、給食を配膳するための適切な用具及びスペース、体調不良児等の対応に支障が生じない設備等を有すること。</p>
便所	<p>(1) 便所は、保育室等及び調理設備と区画されており、かつ乳幼児が安全に使用することができるものであること。</p> <p>(2) 便所用の手洗設備が設けられていること。</p> <p>(3) 認可定員に応じて幼児用の便器を設置することとし、その目安は満2歳以上の幼児15人につき1据とする。</p> <p>(4) 汚物処理設備を設けることが望ましいこと。</p>
屋外遊戯場	<p>(1) 屋外遊戯場の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡あり、幼児が実際に遊戯可能な面積であること。</p> <p>(2) 事業所付近にある公園、広場、寺社境内等を屋外遊戯場として使用する場合は、次に掲げるとおりとする。            ア 屋外活動及び移動に当たっての安全が確保されており、事業所からの距離が、日常的に幼児が使用できる程度であること。            イ 公園、広場、寺社境内等の所有権等を有する者が地方公共団体、公共的団体その他地域の実情に応じて信用力の高い主体であり、事業者による安定的かつ継続的な使用が確保されると認められる主体であること。</p> <p>(3) 屋上を屋外遊戯場として使用する場合は、次に掲げるとおりとする。            ア 保育所保育指針に示された保育内容の指導が、効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること。            イ 当該建物は、耐火建築物であること。            ウ 屋上施設として、便所、水飲み場等を設けること。            エ 職員、消防機関等による救出に際して、支障のない程度の階数の屋</p>

	<p>上であること。</p> <p>オ 屋上から地上又は避難階に直通する避難用階段が設けられていること。</p> <p>カ 屋上への出入口の扉は、特定防火設備に該当する防火戸であること。</p> <p>キ 油その他の引火性の強いものを置かないこと。</p> <p>ク 屋上の周囲には金網を設けるものとし、その構造は、上部を内側に湾曲させる等乳幼児の転落防止に適したものとする。</p> <p>ケ 警報設備は、屋上にも通ずるものとし、屋上から非常を知らせる設備についても配慮すること。</p> <p>コ 消防機関との連絡を密にし、防災計画等について指導を受けること。</p>
<p>保育室等を2階以上に設ける場合の基準</p>	<p>(1) 保育室等を建物の2階以上に設ける場合、認可基準規則第7条に基づいて備えるべき設備については、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア 保育室等を2階以上の複数階にわたり設ける場合は、その事業所の構造設備の全てについて、最も高い階に設ける場合の基準を満たすこと。</p> <p>イ 認可基準規則第7条第3号に規定する歩行距離は、保育室等の最も遠い部分から測定すること。</p> <p>(2) 保育室等の設置階の判断に当たっては、避難階を1階とするものとし、人口地盤及び立体的遊歩道が事業所を設置する建物の途中階に接続し、当該階が避難階と認められる場合にあつては、当該階を1階とみなすことができる。</p>

## 別表 5 認可の条件

### 1 社会福祉法人等に対する条件

- (1) 児童福祉法、子ども・子育て支援法、認可基準条例、確認基準条例その他関係法令及びこの基準に定める基準を維持するために、事業者に対して必要な報告を求めた場合には、これに応じること。
- (2) 確認基準条例第52条により準用された同条例第35条の規定を踏まえ、社会福祉法人会計基準(学校法人にあっては学校法人会計基準)に基づき、家庭的保育事業等を経営する事業に係る区分を設けること。
- (3) 毎会計年度終了後3か月以内に、会計に関し市が必要と認める書類に、家庭的保育事業等を経営する事業に係る現況報告書を添付して、市長に対して提出すること。

### 2 社会福祉法人等以外の者に対する条件

- (1) 児童福祉法、子ども・子育て支援法、認可基準条例、確認基準条例その他関係法令及びこの基準に定める基準を維持するために、事業者に対して必要な報告を求めた場合には、これに応じること。
- (2) 確認基準条例第52条により準用された同条例第35条の規定を踏まえ、収支計算書又は損益計算書において、家庭的保育事業等を経営する事業に係る区分を設けること。
- (3) 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、前号に定める区分ごとに、企業会計の基準による「貸借対照表(流動資産及び流動負債のみを記載)」、「借入金明細書(別紙1)」及び「基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書(別紙2)」を作成すること。
- (4) 毎会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる書類に、家庭的保育事業等を経営する事業に係る現況報告書を添付して、市長に対して提出すること。
  - ア 前会計年度末における貸借対照表、前会計年度の収支計算書又は損益計算書その他会計に関し市長が必要と認める書類
  - イ 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、家庭的保育事業等を経営する事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による「貸借対照表(流動資産及び流動負債のみを記載)」、「借入金明細書」及び「基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書」

## 別表6 連携協力事項

### 1 保育内容の支援

認可基準条例第7条第1号に規定する保育の内容に関する支援については、3歳児に近い2歳児に対する集団保育の体験機会の提供のほか、具体的な連携内容の例として次に掲げる内容等が想定される。それぞれの事業者(居宅訪問型保育事業者を除く。以下同じ。)においては、当該提供する保育の内容等を踏まえ、連携施設からの必要な支援内容を設定すること。ただし、保育所型事業所内保育事業者については、保育内容の支援に係る連携施設を確保する義務はない。

#### (1) 食事の提供に関する支援

連携施設から食事を搬入する場合にあつては、連携施設が献立を作成し、離乳食対応やアレルギー児対応、体調不良児対応等を含め、食事の調理、搬入を行うこと。事業所(居宅訪問型保育事業所を除く。以下同じ。)における自園調理の場合にあつては、連携施設が献立作成に関する助言等を行うこと。

#### (2) 嘱託医に関する支援

連携施設と事業者で同一の嘱託医に委嘱し、必要に応じ、連携施設と事業者の合同で健康診断を行うこと。

#### (3) 園庭開放、合同保育等に関する支援

連携施設の運営に支障のない範囲で、園庭、運動場、屋外遊戯場を開放し、合同による保育を行うこと。特に、集団保育の必要性が生じてくる2歳児について、3歳児からの集団保育への円滑な移行のため、定期的な合同保育の場を設けること。このほか、発達に遅れのある可能性がある乳幼児の早期発見、保護者・家庭支援に係る助言・相談を行うこと。

### 2 代替保育の提供

(1) 事業所の職員の病気、休暇の取得、研修への参加等により保育を提供することができない場合に、必要に応じて代わって保育を提供すること。ただし、保育所型事業所内保育事業者については、代替保育の提供に係る連携施設を確保する義務はない。

(2) 代替保育の提供に係る連携施設は、原則、認定こども園、幼稚園又は保育所である必要があるが、認可基準条例第7条第2項及び第3項の規定により、認定こども園、幼稚園又は保育所以外のものを代替保育の提供に係る連携協力を行う者として確保することができる。この場合において、当該協力を行う者との間で、連携内容を明確にした協定書、契約書等を締結し、認可基準条例第7条第2項各号に掲げる要件を明示すること。

(3) 認可基準条例第7条第3項第2号の事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者は、次に掲げるとおりとする。この場合において、当該小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者が連携協力する事業所に職員を派遣するときは、当該職員は、保育士又は子育て支援員研修

(基本研修及び専門研修(地域保育コース(地域型保育)))の修了者のほか、看護師、准看護師、保健師又は助産師とするものとし、当該看護師、准看護師、保健師又は助産師については、乳幼児保育の経験がある者又は乳幼児保育の研修を受けている者が望ましい。

ア 小規模保育事業者又は事業所内保育事業者

イ 第2種社会福祉事業である一時預かり事業を運営する者

ウ 同一法人又は関連法人であって社会福祉施設、児童福祉施設等を運営する者

エ 企業主導型保育事業所(子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設をいい、児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。以下同じ。)を運営する者

### 3 卒園後の受入れ先の設定

(1) 卒園後の確実な受入れ先があることにより、保護者の安心、ひいては事業の安定性の確保につながることから、当該受入れ先の確保をすること。ただし、事業所内保育事業所を利用する者のうち、従業員枠利用者については、卒園後の受入れ先として連携施設を確保する義務はない。

(2) 卒園後の受入れ先としての連携施設は、原則、認定こども園、幼稚園又は保育所である必要があるが、認可基準条例第7条第4項及び第5項の規定により、定員20人以上の企業主導型保育事業所又は地方公共団体から運営費補助を受けている認可外保育施設のうち、市長が適当と認めるものを卒園後の受入れ先に係る連携協力を行う者として確保することができる。この場合において、当該協力を行う者との間で、連携内容を明確にした協定書、契約書等を締結すること。

(3) 認可基準条例第7条第5項の市長が適当と認めるものは、次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 3歳以上の就学前児童について定員を設定し、恒常的に3歳以上の就学前児童を受け入れていること。

イ 事業所と連携する際は、当該事業所の卒園児の利用枠を設けること。

ウ 市内の認定こども園の園庭、幼稚園の運動場及び保育所の屋外遊戯場の整備状況を踏まえ、外遊びや全身運動の機会を十分確保すること。

エ 3歳以上の就学前児童の教育・保育について、保育所保育指針等に準じて行われていること。特に、保育所保育指針等において、保育所等と小学校との連携に関し「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」を共有する等の記載が追加されたことを踏まえ、当該施設が行う就学前教育・保育と小学校教育との円滑な接続に資するような工夫がされていること。(小学校以降の教育は、「教科」があり、科学や国語といった教科に根ざしたある特定の視点や思考の枠組みを培っていくものとされる。一方、幼児期の教育は、教科ではなく環境を通して行う教育・保育であり、特定の視点に立つのではなくありのままを受け止め、幼児の体験を重視し、根源的な心の気付きを重視するものとされている。就学前教育・保育は、これらの違いを踏まえるとともに、小学校以降



の教育を見通して、実践していく必要があることに留意すること。)

- (4) (3)のア、ウ及びエの規定は、認可基準条例第44条第2項の規定により卒園後の受入れ先としての連携施設を確保する義務がないこととされている特例保育所型事業所内保育事業者について準用する。この場合において、(3)の規定中「第7条第5項」とあるのは「第44条第2項」と、(3)のエの規定中「当該施設」とあるのは「当該特例保育所型事業所内保育事業者」と読み替えるものとする。

## 別紙 1

## 借入金明細書(短期運営資金借入金を除く)

自 年 月 日  
至 年 月 日

(単位:円)

区分	借入先	区分	期首 残高 ①	当期 借入金 ②	当期 償還額 ③	差引期末残高 ④=①+②-③ (うち1年以内 償還予定額)	元金償還 補助金	利率%	支払利息		返済期限	使途	担保資産			
									当期 支払額	利息補助 金収入			種類	地番 または内容	帳簿 価額	
設備 資金 借入金						( )										
						( )										
						( )										
						( )										
						( )										
		計				( )										
長期 運営 資金 借入金						( )										
						( )										
						( )										
						( )										
						( )										
		計				( )										
合計					( )											

## 別紙 2

## 基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書

自 年 月 日  
至 年 月 日

区分

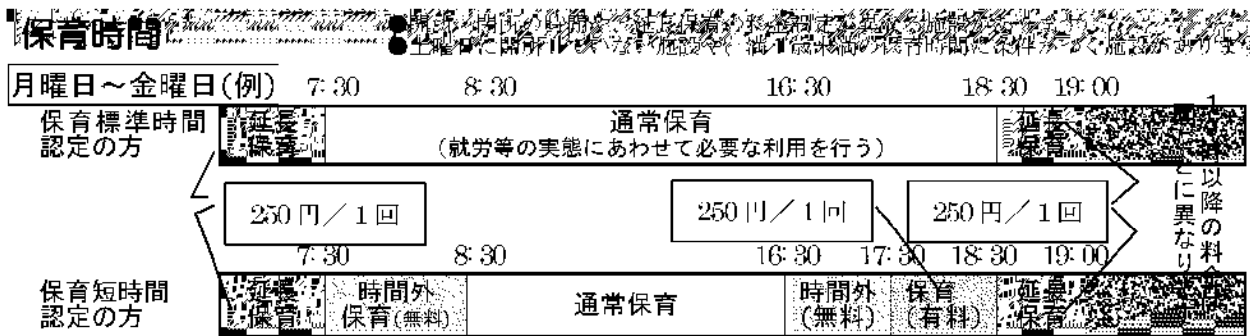
資産の種類及び名称	期首帳簿価額	当期増加額	当期減価償却額	当期減少額	期末帳簿価額	減価償却累計額	期末取得原価	摘要
	(A) うち国庫補助金等の額	(B) うち国庫補助金等の額	(C) うち国庫補助金等の額	(D) うち国庫補助金等の額	(E=A+B-C-D) うち国庫補助金等の額	(F) うち国庫補助金等の額	(G=E+F) うち国庫補助金等の額	
基本財産 (有形固定資産)								
土地								
建物								
基本財産合計								
その他の固定資産 (有形固定資産)								
土地								
建物								
車輛運搬費								
〇〇〇								
その他の固定資産(有形 固定資産)合計								
基本財産及びその他の 固定資産(有形固定資 産)計								
将来入金予定の償還補助金の額								
差 引								

## 越谷市の延長保育に係る利用者負担について

延長保育に係る利用者負担については、越谷市の公立保育所では以下のような取扱いをしています。

公立保育所以外の私立保育園や地域型保育事業所においても、この取扱いに準じて運用していただいております。

認定区分	延長保育利用時間	金額
保育標準時間 認定	午前7時00分～午前7時30分	250円/1回・30分
	午後6時30分～午後7時00分	250円/1回・30分
保育短時間 認定	午前7時00分～午前7時30分	250円/1回・30分
	午後5時30分～午後6時30分	250円/1回・1時間
	午後6時30分～午後7時00分	250円/1回・30分



- 実際の預かり時間は、認定区分にかかわらず、就労等の実態にあわせて必要な利用を行うこととなります。従来どおり各施設と調整の上、個別に決定することとなります。  
※別途施設において預かり時間の確認を行うこととなります。
- 制度改正により、市に提出した勤務証明書等の内容は、市と各施設で共有することとなります。

越谷市 子ども家庭部 子ども施策推進課 小規模保育事業所公募担当

電 話：048-963-9165（直通）

E-Mail：[kodomoshisaku@city.koshigaya.lg.jp](mailto:kodomoshisaku@city.koshigaya.lg.jp)